

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年1月5日提出
【計算期間】	第19特定期間(自 2022年4月7日至 2022年10月6日)
【ファンド名】	バリュー・ボンド・ファンド <為替リスク軽減型> (毎月決算型) バリュー・ボンド・ファンド <為替ヘッジなし> (毎月決算型)
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

**商品分類表**

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	M R F	特殊型 ( )
	内外	その他資産 ( )	E T F	
		資産複合		

**属性区分表**

**バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>（毎月決算型）**

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	(限定ヘッジ)		
大型株	年4回	日本			T O P I X	条件付運用型
中小型株	年6回 (隔月)	北米	ファンド・			
債券	年12回 (毎月)	欧州	オブ・		その他 ( )	ロング・
一般		アジア	ファンズ			ショート型 /
公債		オセアニア				絶対収益
社債	日々	中南米				追求型
その他債券	その他 ( )	アフリカ				
クレジット		中近東 (中東)				その他 ( )
属性		エマージング				
( )						
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券(債券一般))						
資産複合 ( )						

**バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）**

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月)	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり ( ) なし	日経225 TOPIX その他 ( )	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型/ 絶対収益追求型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング				その他 ( )
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券一般)) 資産複合 ( )						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

#### 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

独立区分	M M F ( マネー・マネージメント・ファンド )	一般社団法人投資信託協会が定める「M M F等の運営に関する規則」に規定するM M Fをいいいます。
	M R F ( マネー・リザーブ・ファンド )	一般社団法人投資信託協会が定める「M M F等の運営に関する規則」に規定するM R Fをいいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
		不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
		資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
	決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
		年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
		年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
		年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。

	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）のみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいります。
-----	---

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### [ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

世界(新興国を含みます。)の米ドル建てを中心とする公社債等を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

## ファンドの特色

### 投資対象

世界(新興国を含みます。以下同じ。)の米ドル建てを中心とする公社債等が実質的な主要投資対象です。

- 主として円建外国投資信託への投資を通じて、世界の米ドル建てを中心とする公社債等に実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンド(わが国の短期公社債等に投資)への投資も行います。
- ◆ 世界の幅広い種類の公社債等(米ドル建て以外の通貨建てのものを含みます。)へ投資を行います。
  - ・ファンドが投資する主な公社債等は以下のとおりです。

国債・地方債・  
政府機関債

投資適格社債

ハイイールド債券

資産担保証券・  
モーゲージ証券

バンクローン

転換社債

- ハイイールド債券とは、格付会社によりBB格相当以下の低い格付けを付与された債券をいいます。一般的にハイイールド債券は、投資適格債券(BBB格相当以上)と比較して、債券の元本や利子の支払いが滞ることや、支払われなくなるリスクが高いため、通常、その見返りとして投資適格債券よりも高い利回りを投資家に提供しています。つまり、ハイイールド債券は、主として社債を中心とした低格付けの発行体が発行する債券で、信用力が低い反面、高い利回りが期待できる債券です。
- 資産担保証券とは、カード・自動車ローン等のローン債権を担保として、モーゲージ証券は住宅ローン等の債権を担保として発行された証券です。
- バンクローンとは、銀行等の金融機関が主に投資適格未満の事業会社等に対して行う貸付債権(ローン)のことです。
- 転換社債とは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債や、これと同様の性質を有する証券、証書などの有価証券をいいます。

! 上記の債券が組入れられない場合や、上記以外の債券が組入れられる場合があります。

### 運用方法 運用プロセス

投資対象とする円建外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

- 投資対象とする円建外国投資信託は、アムンディ・アセットマネジメント・US・インクが運用を行います。
- 投資対象とする円建外国投資信託において、世界の幅広い種類の公社債等への投資を行うことにより、トータル・リターン(公社債等の利子および値上がりによる収益)の獲得をめざします。
- 公社債等への投資にあたっては、経済、金利および政策動向に関する見通しに基づいて、債券種別の配分比率を変更します。

<アムンディ・アセットマネジメント・US・インクについて>

- ・アムンディ・アセットマネジメント・US・インクはアムンディ・グループの米国ビジネス部門の運用会社で、1928年にボストンで設立されたパイオニア・インベストメント・グループを起源とします。
- ・アムンディ・グループは、フランスのユニバーサル・バンク、クレディ・アグリコール・グループの資産運用部門で、運用残高は世界トップ10にランクインしています。

**Amundi**  
ASSET MANAGEMENT

- 投資対象とする円建外国投資信託における運用プロセスは、以下の通りです。

<運用プロセスのイメージ>



■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

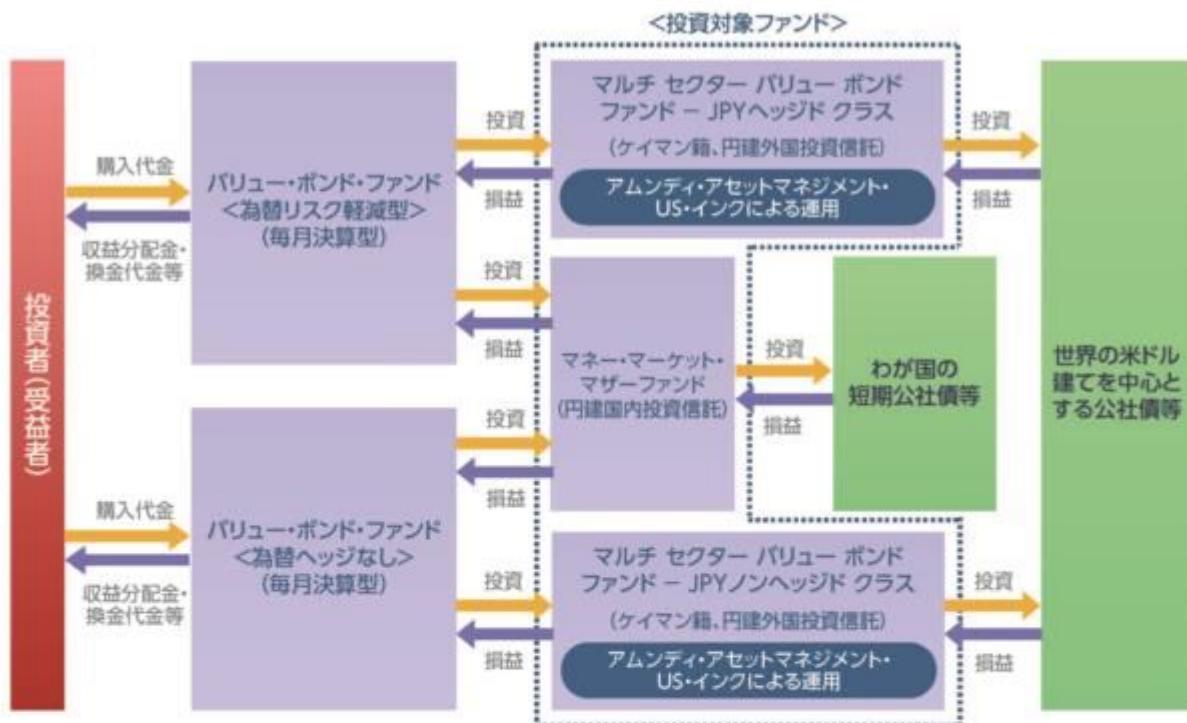
為替対応方針

「為替リスク軽減型」と「為替ヘッジなし」の2つがあります。

- 「バリュー・ポンド・ファンド<為替リスク軽減型>(毎月決算型)」は、原則として、投資する円建外国投資信託において、当該外国投資信託の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。
  - ◆ 実質的な通貨配分にかかわらず、米ドル売り円買いの為替取引を行うため、実質的な組入外貨のうち、米ドル以外の通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。
  - ◆ 為替取引を行うにあたっては、日米間の金利差に基づくコストがかかる場合があります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。
- 「バリュー・ポンド・ファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)」は、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

## ■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



- !** 各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングの際は、換金するファンドに対して税金がかかります。スイッチングの購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
- !** 販売会社によっては、いずれか一方のファンドのみ取り扱う場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

### 分配方針

毎月の決算時に分配を行います。

- 毎月の決算時(6日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



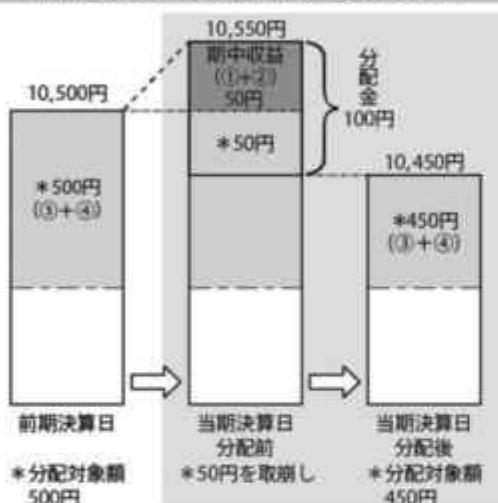
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

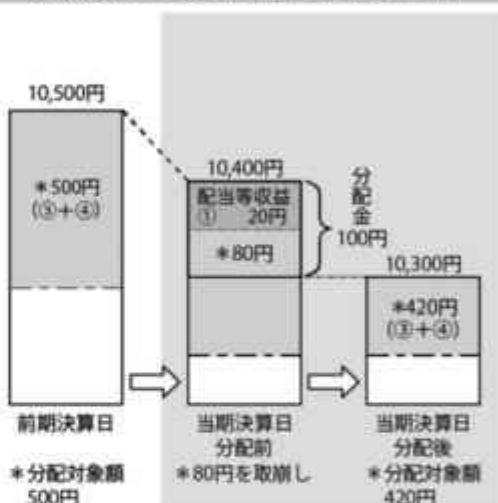
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

## 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

## 前期決算日から基準価額が上昇した場合



## 前期決算日から基準価額が下落した場合



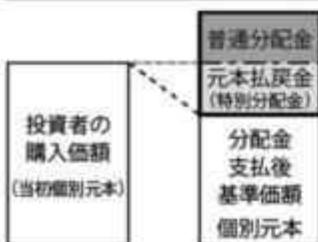
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようするために設けられた勘定です。

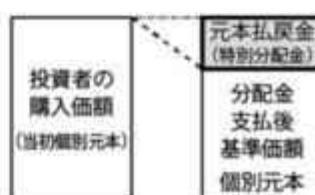
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## 分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。  
また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

## 分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

## ■主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (2) 【ファンドの沿革】

2013年7月31日 設定日、信託契約締結、運用開始  
 2022年7月6日 信託期間を2023年4月6日から2028年4月6日までに変更

### (3) 【ファンドの仕組み】

#### 委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）	お申込金 収益分配金、解約代金等
販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金 収益分配金、解約代金等	受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)  信託財産の保管・管理等を行います。	委託会社（委託者） 三菱UFJ国際投信株式会社  信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。
------------------	---	--

投資 損益
投資対象ファンド
投資 損益
有価証券等

#### 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

#### 委託会社の概況(2022年10月末現在)

- 金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
- 設立年月日  
1985年8月1日
- 資本金

2,000百万円

## ・沿革

- 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
- 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
- 2005年10月 三菱投信株式会社とユーワフェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
- 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

## ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

「バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>（毎月決算型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるマルチ セクター バリュー ボンド ファンド - JPYヘッジド クラスの投資信託証券への投資を通じて、世界（新興国を含みます。）の米ドル建てを中心とする公社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

ファンドの運用目標を達成するため、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるアムンディ・アセットマネジメント・US・インクが運用を行う「マルチ セクター バリュー ボンド ファンド - JPYヘッジド クラス」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

原則として、投資する外国投資信託においては、当該外国投資信託の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減をはかります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるマルチ セクター バリュー ボンド ファンド - JPYノンヘッジド クラスの投資信託証券への投資を通じて、世界（新興国を含みます。）の米ドル建てを中心とする公社債等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

ファンドの運用目標を達成するため、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるアムンディ・アセットマネジメント・US・インクが運用を行う「マルチ セクター バリュー ボンド ファンド - JPYノンヘッジド クラス」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2)【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 約束手形
  - ハ. 金銭債権

### 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

### 有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2.の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

### 金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

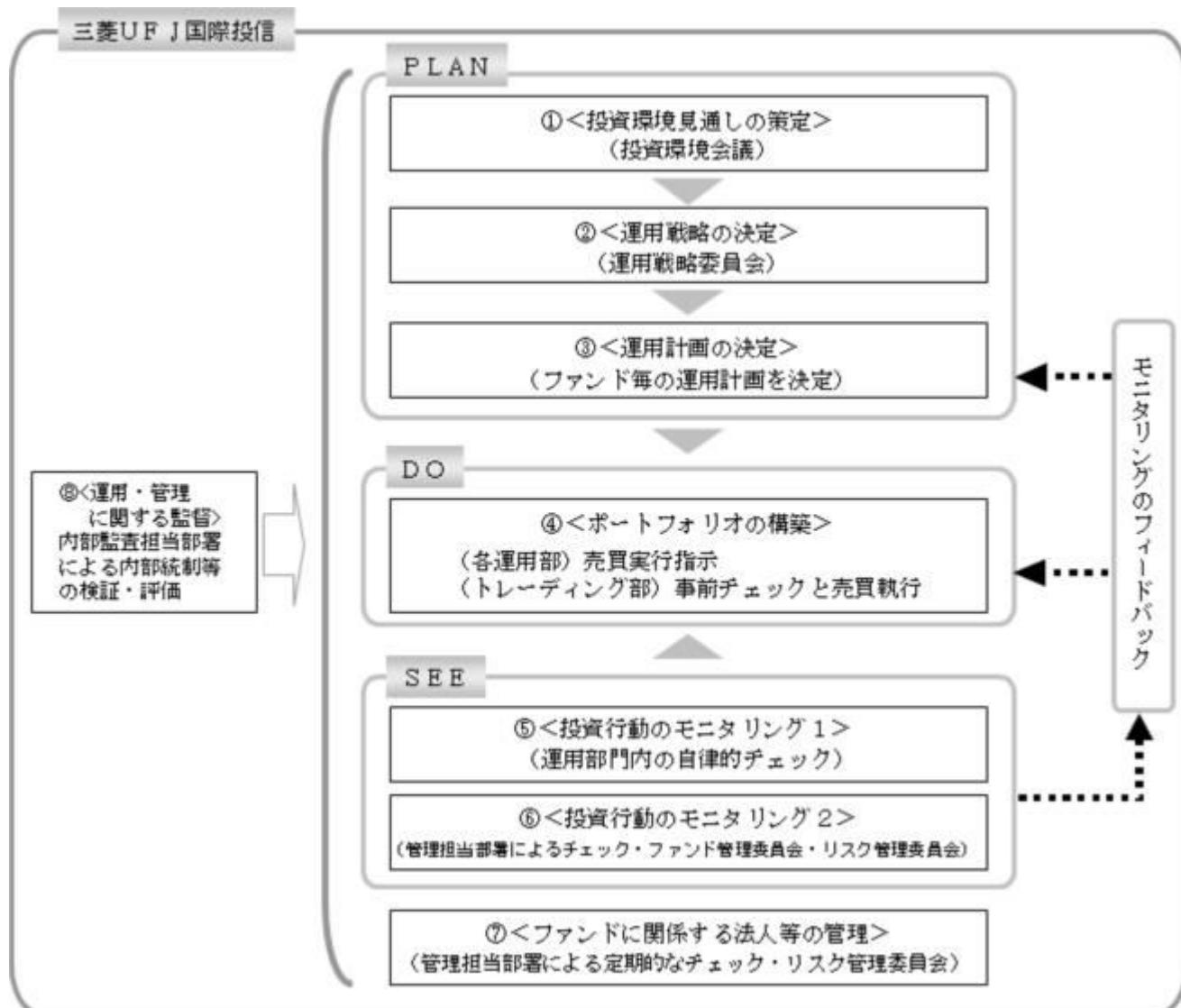
<投資信託証券の概要>

<b>マルチ セクター バリュー ポンド ファンド – JPYヘッジド クラス マルチ セクター バリュー ポンド ファンド – JPYノンヘッジド クラス</b>					
形態	ケイマン籍・円建外国投資信託				
投資態度	新興国を含む世界の幅広い種類の公社債等(ハイイールド債券を含みます。)への投資を通じて、トータル・リターンの獲得をめざします。公社債等への投資にあたっては、経済、金利および政策動向に関する見通しに基づいて、債券種別の配分比率を変更します。				
主な投資対象	主として米ドル建ての公社債等				
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常、純資産総額の80%以上を公社債等に投資します。</li> <li>・投資する公社債等の平均格付けは、ポートフォリオ全体で原則としてBBB一格相当以上に維持します。</li> <li>・投資適格未満の公社債等への投資比率は、原則として純資産総額の60%以内とします。</li> <li>・CCC格以下の公社債等への投資比率は、原則として純資産総額の10%以内とします。</li> <li>・米ドル以外の通貨への投資比率は、原則として純資産総額の30%以内とします。うち、新興国通貨への投資比率は、原則として純資産総額の10%以内とします。</li> <li>・新興国債券への投資比率は、原則として純資産総額の25%以内とします。</li> <li>・同一の発行体が発行する銘柄への投資比率は、原則として取得時において純資産総額の5%以内とします(米国国债や米国政府機関債等を除きます。)。</li> <li>・ポートフォリオの平均実効デュレーション<sup>※</sup>は、原則として0~8年の範囲で調整します。 ※デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。 この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。</li> <li>・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。</li> <li>・各クラスにおいて、保有外貨建て資産に対し、以下の為替対応を行います。           <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">JPYヘッジド クラス</td><td style="padding: 2px;">原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">JPYノンヘッジド クラス</td><td style="padding: 2px;">原則として、為替ヘッジを行いません。</td></tr> </table> </li> </ul>	JPYヘッジド クラス	原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。	JPYノンヘッジド クラス	原則として、為替ヘッジを行いません。
JPYヘッジド クラス	原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。				
JPYノンヘッジド クラス	原則として、為替ヘッジを行いません。				
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額の年0.6%				
購入時手数料	ありません。				
信託財産留保額	ありません。				
投資運用会社	Amundi Asset Management US, Inc.				
設定日	2013年7月31日				
決算日	原則として毎年10月末日				
分配方針	毎月24日(休業日の場合は翌営業日)に分配を宣言することができます。ただし、分配を行わないことがあります。				

<b>マネー・マーケット・マザーファンド</b>	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債等
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資は行いません。</li> <li>・外貨建資産への投資は行いません。</li> <li>・有価証券先物取引等を行うことができます。</li> <li>・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</li> <li>・金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</li> </ul>
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。

その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005年3月4日
決算日	原則として毎年5月および11月の20日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

## (3) 【運用体制】

**投資環境見通しの策定**

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

**運用戦略の決定**

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

**運用計画の決定**

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

**ポートフォリオの構築**

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買

の執行を行います。

#### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

#### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

#### ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

### （4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第2計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

### （5）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

株式

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

公社債の借入れ

a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることがあります。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b . a . の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c . 信託財産の一部解約等の事由により、b . の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借

り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

#### 資金の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c . 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

#### 価格変動リスク

一般に、公社債等の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債等の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、転換社債は、株式および債券の両方の性格を有しており、株式および債券の価格変動の影響を受け、組入転換社債の価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 為替変動リスク

「バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>（毎月決算型）」

実質的な組入外貨建資産の米ドル換算した額については、米ドル売り、円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、組入外貨のうち、米ドル以外の通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。なお、円の金利が米ドルの金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

「バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）」

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等（バンクローンを含みます。以下同じ。）の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価

の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、バンクローンは、公社債と比べ、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

#### カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデーターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

当ファンドは、格付けの低いハイイールド債券、資産担保証券、バンクローンおよび転換社債も投資対象としており、格付けの高い公社債等への投資を行う場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

#### 留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

### （2）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

#### トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

#### コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

#### リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

#### 内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

### 為替リスク軽減型

#### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年11月末～2022年10月末)



#### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年11月末～2022年10月末)

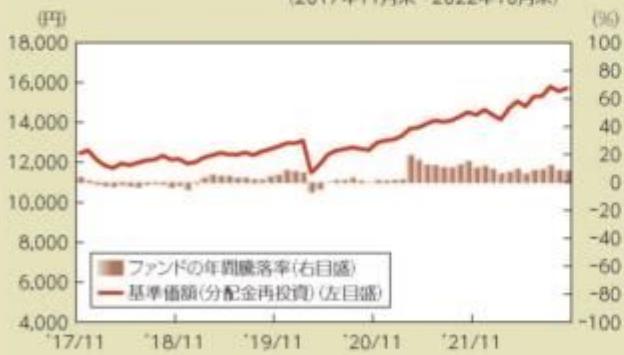


- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### 為替ヘッジなし

#### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2017年11月末～2022年10月末)



#### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2017年11月末～2022年10月末)



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX純研又は株式会社JPX純研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指値の算出、指値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指値の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指値の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指値を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指値で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指値の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指値は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

申込価額(発行価格) × 3.3% (税抜 3%) を上限として販売会社が定める手数料率  
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

### (2) 【換金(解約)手数料】

かかりません。

換金(解約)手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

### (3) 【信託報酬等】

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.188% (税抜1.08%) の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

各販売会社における取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.35%	0.7%	0.03%
100億円超の部分	0.3%	0.75%	0.03%

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

受益者が負担する実質的な信託報酬率は、次の通りとなります。

年1.788%（税込）程度

(注) 上記は、投資対象とする投資信託証券における信託報酬率を含めた実質的な信託報酬率を算出したものです。ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬率には消費税等相当額はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券には最低報酬額が適用される場合があるため、純資産総額によっては上記の率を超える場合があります。

#### <ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬率>

投資信託証券の名称	信託報酬率
マルチセクター バリュー ボンド ファンド - JPYヘッジ ド クラス	年0.6%
マルチセクター バリュー ボンド ファンド - JPYノン ヘッジド クラス	
マネー・マーケット・マザーファンド	-

ただし、最低報酬額が適用される場合があるため、純資産総額によっては上記の率を超える場合があります。

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかります。申込手数料はかかりません。

#### (4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

#### (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)・申告分離課税を選択することもできます。

##### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となりま

す。

### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2022年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### 【バリュー・ポンド・ファンド<為替リスク軽減型>(毎月決算型)】

#### (1) 【投資状況】

令和4年10月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	620,356,960	99.30
親投資信託受益証券	日本	1,971,355	0.32
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		2,383,377	0.38
純資産総額		624,711,692	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2) 【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### a 評価額上位30銘柄

令和4年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	マルチ セクター バリュー ポンド ファンド - JP Yヘッジド クラス	95,586,5887	6,633.7	634,092,861	6,490	620,356,960	99.30
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,936,118	1.0182	1,971,355	1.0182	1,971,355	0.32

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和4年10月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.30
親投資信託受益証券	0.32
合計	99.62

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

**(3) 【運用実績】****【純資産の推移】**

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成25年9月6日)	2,590,657,998	2,590,657,998	9,838	9,838
第2計算期間末日 (平成25年10月7日)	3,192,074,568	3,192,074,568	10,001	10,001
第3計算期間末日 (平成25年11月6日)	3,561,423,815	3,572,032,717	10,071	10,101
第4計算期間末日 (平成25年12月6日)	3,836,844,867	3,848,345,316	10,009	10,039
第5計算期間末日 (平成26年1月6日)	4,336,897,843	4,349,880,186	10,022	10,052
第6計算期間末日 (平成26年2月6日)	4,797,600,177	4,811,906,164	10,061	10,091
第7計算期間末日 (平成26年3月6日)	4,946,039,056	4,960,679,691	10,135	10,165
第8計算期間末日 (平成26年4月7日)	6,371,783,261	6,390,644,027	10,135	10,165
第9計算期間末日 (平成26年5月7日)	7,109,854,536	7,130,838,732	10,165	10,195
第10計算期間末日 (平成26年6月6日)	7,364,651,547	7,386,361,286	10,177	10,207
第11計算期間末日 (平成26年7月7日)	7,365,278,400	7,387,013,211	10,166	10,196
第12計算期間末日 (平成26年8月6日)	7,168,367,666	7,189,681,175	10,090	10,120
第13計算期間末日 (平成26年9月8日)	6,778,176,432	6,798,282,225	10,114	10,144
第14計算期間末日 (平成26年10月6日)	6,636,941,924	6,656,798,567	10,027	10,057
第15計算期間末日 (平成26年11月6日)	6,667,265,697	6,687,282,541	9,992	10,022
第16計算期間末日 (平成26年12月8日)	6,657,968,605	6,678,153,273	9,896	9,926
第17計算期間末日 (平成27年1月6日)	6,532,278,798	6,552,230,026	9,822	9,852
第18計算期間末日 (平成27年2月6日)	6,270,310,397	6,289,419,210	9,844	9,874

第19計算期間末日	(平成27年 3月 6日)	6,147,931,956	6,166,670,832	9,843	9,873
第20計算期間末日	(平成27年 4月 6日)	6,048,112,367	6,066,583,302	9,823	9,853
第21計算期間末日	(平成27年 5月 7日)	5,641,181,136	5,658,501,077	9,771	9,801
第22計算期間末日	(平成27年 6月 8日)	5,317,272,226	5,333,736,891	9,689	9,719
第23計算期間末日	(平成27年 7月 6日)	4,866,340,289	4,881,546,981	9,600	9,630
第24計算期間末日	(平成27年 8月 6日)	4,413,557,028	4,427,424,766	9,548	9,578
第25計算期間末日	(平成27年 9月 7日)	4,207,138,713	4,220,525,210	9,428	9,458
第26計算期間末日	(平成27年10月 6日)	3,899,893,779	3,912,460,391	9,310	9,340
第27計算期間末日	(平成27年11月 6日)	3,788,758,967	3,800,909,454	9,355	9,385
第28計算期間末日	(平成27年12月 7日)	3,552,858,499	3,564,404,029	9,232	9,262
第29計算期間末日	(平成28年 1月 6日)	3,484,651,574	3,496,161,734	9,082	9,112
第30計算期間末日	(平成28年 2月 8日)	3,382,839,984	3,394,153,443	8,970	9,000
第31計算期間末日	(平成28年 3月 7日)	3,349,385,168	3,360,494,551	9,045	9,075
第32計算期間末日	(平成28年 4月 6日)	3,433,352,238	3,444,625,192	9,137	9,167
第33計算期間末日	(平成28年 5月 6日)	3,485,069,208	3,496,418,692	9,212	9,242
第34計算期間末日	(平成28年 6月 6日)	3,509,707,309	3,521,126,737	9,220	9,250
第35計算期間末日	(平成28年 7月 6日)	3,563,834,875	3,575,375,208	9,264	9,294
第36計算期間末日	(平成28年 8月 8日)	3,597,512,626	3,609,075,066	9,334	9,364
第37計算期間末日	(平成28年 9月 6日)	3,524,618,227	3,535,876,550	9,392	9,422
第38計算期間末日	(平成28年10月 6日)	3,377,424,673	3,388,270,569	9,342	9,372
第39計算期間末日	(平成28年11月 7日)	3,234,366,749	3,244,824,741	9,278	9,308
第40計算期間末日	(平成28年12月 6日)	3,081,935,561	3,092,072,091	9,121	9,151
第41計算期間末日	(平成29年 1月 6日)	3,105,325,875	3,115,474,742	9,179	9,209
第42計算期間末日	(平成29年 2月 6日)	3,073,674,070	3,083,758,036	9,144	9,174
第43計算期間末日	(平成29年 3月 6日)	3,023,122,119	3,033,033,985	9,150	9,180
第44計算期間末日	(平成29年 4月 6日)	2,901,248,001	2,910,767,632	9,143	9,173
第45計算期間末日	(平成29年 5月 8日)	2,842,208,706	2,851,541,086	9,137	9,167
第46計算期間末日	(平成29年 6月 6日)	2,771,034,607	2,780,101,813	9,168	9,198
第47計算期間末日	(平成29年 7月 6日)	2,702,698,326	2,711,596,373	9,112	9,142
第48計算期間末日	(平成29年 8月 7日)	2,683,678,620	2,689,547,878	9,145	9,165
第49計算期間末日	(平成29年 9月 6日)	2,546,206,421	2,551,765,070	9,161	9,181
第50計算期間末日	(平成29年10月 6日)	2,465,435,003	2,470,850,286	9,105	9,125
第51計算期間末日	(平成29年11月 6日)	2,384,517,432	2,389,760,112	9,097	9,117
第52計算期間末日	(平成29年12月 6日)	2,346,416,002	2,351,586,749	9,076	9,096
第53計算期間末日	(平成30年 1月 9日)	2,185,677,286	2,190,511,265	9,043	9,063
第54計算期間末日	(平成30年 2月 6日)	2,098,645,949	2,103,336,705	8,948	8,968
第55計算期間末日	(平成30年 3月 6日)	2,032,695,186	2,037,297,160	8,834	8,854
第56計算期間末日	(平成30年 4月 6日)	1,991,039,759	1,995,572,114	8,786	8,806
第57計算期間末日	(平成30年 5月 7日)	1,913,363,097	1,917,773,170	8,677	8,697
第58計算期間末日	(平成30年 6月 6日)	1,831,270,241	1,835,518,859	8,621	8,641
第59計算期間末日	(平成30年 7月 6日)	1,775,016,559	1,779,153,156	8,582	8,602
第60計算期間末日	(平成30年 8月 6日)	1,749,805,101	1,753,888,260	8,571	8,591

第61計算期間末日	(平成30年 9月 6日)	1,700,169,789	1,704,170,033	8,500	8,520
第62計算期間末日	(平成30年10月 9日)	1,645,868,219	1,649,786,488	8,401	8,421
第63計算期間末日	(平成30年11月 6日)	1,592,295,338	1,596,124,565	8,317	8,337
第64計算期間末日	(平成30年12月 6日)	1,580,276,038	1,584,080,174	8,308	8,328
第65計算期間末日	(平成31年 1月 7日)	1,567,691,083	1,571,460,951	8,317	8,337
第66計算期間末日	(平成31年 2月 6日)	1,576,976,509	1,580,731,385	8,400	8,420
第67計算期間末日	(平成31年 3月 6日)	1,566,188,852	1,569,930,842	8,371	8,391
第68計算期間末日	(平成31年 4月 8日)	1,567,108,952	1,570,819,079	8,448	8,468
第69計算期間末日	(令和 1年 5月 7日)	1,556,205,005	1,559,895,650	8,433	8,453
第70計算期間末日	(令和 1年 6月 6日)	1,560,384,151	1,564,063,575	8,482	8,502
第71計算期間末日	(令和 1年 7月 8日)	1,561,463,999	1,565,113,198	8,558	8,578
第72計算期間末日	(令和 1年 8月 6日)	1,519,754,624	1,523,311,104	8,546	8,566
第73計算期間末日	(令和 1年 9月 6日)	1,454,866,824	1,458,266,372	8,559	8,579
第74計算期間末日	(令和 1年10月 7日)	1,444,289,460	1,447,671,767	8,540	8,560
第75計算期間末日	(令和 1年11月 6日)	1,434,558,764	1,436,245,003	8,507	8,517
第76計算期間末日	(令和 1年12月 6日)	1,424,408,721	1,426,078,245	8,532	8,542
第77計算期間末日	(令和 2年 1月 6日)	1,421,893,687	1,423,544,215	8,615	8,625
第78計算期間末日	(令和 2年 2月 6日)	1,370,792,272	1,372,379,283	8,638	8,648
第79計算期間末日	(令和 2年 3月 6日)	1,349,785,290	1,351,349,804	8,628	8,638
第80計算期間末日	(令和 2年 4月 6日)	1,158,083,487	1,159,608,895	7,592	7,602
第81計算期間末日	(令和 2年 5月 7日)	1,198,680,277	1,200,190,035	7,940	7,950
第82計算期間末日	(令和 2年 6月 8日)	1,267,701,190	1,269,206,936	8,419	8,429
第83計算期間末日	(令和 2年 7月 6日)	1,238,431,992	1,239,910,464	8,376	8,386
第84計算期間末日	(令和 2年 8月 6日)	1,247,118,755	1,248,565,500	8,620	8,630
第85計算期間末日	(令和 2年 9月 7日)	1,235,004,651	1,236,439,315	8,608	8,618
第86計算期間末日	(令和 2年10月 6日)	1,210,365,586	1,211,787,834	8,510	8,520
第87計算期間末日	(令和 2年11月 6日)	1,220,516,045	1,221,926,216	8,655	8,665
第88計算期間末日	(令和 2年12月 7日)	1,163,561,937	1,164,876,416	8,852	8,862
第89計算期間末日	(令和 3年 1月 6日)	1,132,732,384	1,134,004,032	8,908	8,918
第90計算期間末日	(令和 3年 2月 8日)	1,105,325,597	1,106,570,103	8,882	8,892
第91計算期間末日	(令和 3年 3月 8日)	1,069,107,711	1,070,329,673	8,749	8,759
第92計算期間末日	(令和 3年 4月 6日)	1,041,870,082	1,043,061,399	8,746	8,756
第93計算期間末日	(令和 3年 5月 6日)	1,036,992,171	1,038,165,814	8,836	8,846
第94計算期間末日	(令和 3年 6月 7日)	1,013,168,778	1,014,310,206	8,876	8,886
第95計算期間末日	(令和 3年 7月 6日)	1,007,638,986	1,008,769,659	8,912	8,922
第96計算期間末日	(令和 3年 8月 6日)	984,196,096	985,299,925	8,916	8,926
第97計算期間末日	(令和 3年 9月 6日)	968,572,466	969,655,641	8,942	8,952
第98計算期間末日	(令和 3年10月 6日)	959,207,730	960,288,767	8,873	8,883
第99計算期間末日	(令和 3年11月 8日)	929,771,776	930,817,436	8,892	8,902
第100計算期間末日	(令和 3年12月 6日)	887,852,445	888,861,049	8,803	8,813
第101計算期間末日	(令和 4年 1月 6日)	886,105,957	887,115,485	8,777	8,787
第102計算期間末日	(令和 4年 2月 7日)	863,949,520	864,955,674	8,587	8,597

第103計算期間末日	(令和4年3月7日)	832,787,339	833,779,762	8,391	8,401
第104計算期間末日	(令和4年4月6日)	802,086,090	803,055,310	8,276	8,286
第105計算期間末日	(令和4年5月6日)	759,890,719	760,844,834	7,964	7,974
第106計算期間末日	(令和4年6月6日)	742,254,733	743,187,597	7,957	7,967
第107計算期間末日	(令和4年7月6日)	708,094,660	709,017,164	7,676	7,686
第108計算期間末日	(令和4年8月8日)	713,652,341	714,567,269	7,800	7,810
第109計算期間末日	(令和4年9月6日)	670,573,298	671,448,999	7,658	7,668
第110計算期間末日	(令和4年10月6日)	636,303,258	637,175,556	7,295	7,305
	令和3年10月末日	936,194,622		8,890	
	11月末日	890,906,349		8,774	
	12月末日	890,099,290		8,817	
	令和4年1月末日	868,367,297		8,631	
	2月末日	843,506,408		8,450	
	3月末日	805,884,345		8,308	
	4月末日	769,928,868		8,069	
	5月末日	745,118,135		7,988	
	6月末日	706,271,158		7,656	
	7月末日	712,327,849		7,778	
	8月末日	676,951,134		7,731	
	9月末日	636,603,239		7,287	
	10月末日	624,711,692		7,176	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	円
第2計算期間	円
第3計算期間	30円
第4計算期間	30円
第5計算期間	30円
第6計算期間	30円
第7計算期間	30円
第8計算期間	30円
第9計算期間	30円
第10計算期間	30円
第11計算期間	30円
第12計算期間	30円
第13計算期間	30円
第14計算期間	30円
第15計算期間	30円
第16計算期間	30円

第17計算期間	30円
第18計算期間	30円
第19計算期間	30円
第20計算期間	30円
第21計算期間	30円
第22計算期間	30円
第23計算期間	30円
第24計算期間	30円
第25計算期間	30円
第26計算期間	30円
第27計算期間	30円
第28計算期間	30円
第29計算期間	30円
第30計算期間	30円
第31計算期間	30円
第32計算期間	30円
第33計算期間	30円
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円
第36計算期間	30円
第37計算期間	30円
第38計算期間	30円
第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円
第42計算期間	30円
第43計算期間	30円
第44計算期間	30円
第45計算期間	30円
第46計算期間	30円
第47計算期間	30円
第48計算期間	20円
第49計算期間	20円
第50計算期間	20円
第51計算期間	20円
第52計算期間	20円
第53計算期間	20円
第54計算期間	20円
第55計算期間	20円
第56計算期間	20円
第57計算期間	20円
第58計算期間	20円

第59計算期間	20円
第60計算期間	20円
第61計算期間	20円
第62計算期間	20円
第63計算期間	20円
第64計算期間	20円
第65計算期間	20円
第66計算期間	20円
第67計算期間	20円
第68計算期間	20円
第69計算期間	20円
第70計算期間	20円
第71計算期間	20円
第72計算期間	20円
第73計算期間	20円
第74計算期間	20円
第75計算期間	10円
第76計算期間	10円
第77計算期間	10円
第78計算期間	10円
第79計算期間	10円
第80計算期間	10円
第81計算期間	10円
第82計算期間	10円
第83計算期間	10円
第84計算期間	10円
第85計算期間	10円
第86計算期間	10円
第87計算期間	10円
第88計算期間	10円
第89計算期間	10円
第90計算期間	10円
第91計算期間	10円
第92計算期間	10円
第93計算期間	10円
第94計算期間	10円
第95計算期間	10円
第96計算期間	10円
第97計算期間	10円
第98計算期間	10円
第99計算期間	10円
第100計算期間	10円

第101計算期間	10円
第102計算期間	10円
第103計算期間	10円
第104計算期間	10円
第105計算期間	10円
第106計算期間	10円
第107計算期間	10円
第108計算期間	10円
第109計算期間	10円
第110計算期間	10円

## 【收益率の推移】

	收益率(%)
第1計算期間	1.62
第2計算期間	1.65
第3計算期間	0.99
第4計算期間	0.31
第5計算期間	0.42
第6計算期間	0.68
第7計算期間	1.03
第8計算期間	0.29
第9計算期間	0.59
第10計算期間	0.41
第11計算期間	0.18
第12計算期間	0.45
第13計算期間	0.53
第14計算期間	0.56
第15計算期間	0.04
第16計算期間	0.66
第17計算期間	0.44
第18計算期間	0.52
第19計算期間	0.29
第20計算期間	0.10
第21計算期間	0.22
第22計算期間	0.53
第23計算期間	0.60
第24計算期間	0.22
第25計算期間	0.94
第26計算期間	0.93
第27計算期間	0.80

第28計算期間	0.99
第29計算期間	1.29
第30計算期間	0.90
第31計算期間	1.17
第32計算期間	1.34
第33計算期間	1.14
第34計算期間	0.41
第35計算期間	0.80
第36計算期間	1.07
第37計算期間	0.94
第38計算期間	0.21
第39計算期間	0.36
第40計算期間	1.36
第41計算期間	0.96
第42計算期間	0.05
第43計算期間	0.39
第44計算期間	0.25
第45計算期間	0.26
第46計算期間	0.66
第47計算期間	0.28
第48計算期間	0.58
第49計算期間	0.39
第50計算期間	0.39
第51計算期間	0.13
第52計算期間	0.01
第53計算期間	0.14
第54計算期間	0.82
第55計算期間	1.05
第56計算期間	0.31
第57計算期間	1.01
第58計算期間	0.41
第59計算期間	0.22
第60計算期間	0.10
第61計算期間	0.59
第62計算期間	0.92
第63計算期間	0.76
第64計算期間	0.13
第65計算期間	0.34
第66計算期間	1.23
第67計算期間	0.10
第68計算期間	1.15
第69計算期間	0.05

第70計算期間	0.81
第71計算期間	1.13
第72計算期間	0.09
第73計算期間	0.38
第74計算期間	0.01
第75計算期間	0.26
第76計算期間	0.41
第77計算期間	1.09
第78計算期間	0.38
第79計算期間	0.00
第80計算期間	11.89
第81計算期間	4.71
第82計算期間	6.15
第83計算期間	0.39
第84計算期間	3.03
第85計算期間	0.02
第86計算期間	1.02
第87計算期間	1.82
第88計算期間	2.39
第89計算期間	0.74
第90計算期間	0.17
第91計算期間	1.38
第92計算期間	0.08
第93計算期間	1.14
第94計算期間	0.56
第95計算期間	0.51
第96計算期間	0.15
第97計算期間	0.40
第98計算期間	0.65
第99計算期間	0.32
第100計算期間	0.88
第101計算期間	0.18
第102計算期間	2.05
第103計算期間	2.16
第104計算期間	1.25
第105計算期間	3.64
第106計算期間	0.03
第107計算期間	3.40
第108計算期間	1.74
第109計算期間	1.69
第110計算期間	4.60

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	2,633,416,404		2,633,416,404
第2計算期間	558,859,200	489,578	3,191,786,026
第3計算期間	344,514,818		3,536,300,844
第4計算期間	368,209,166	71,026,801	3,833,483,209
第5計算期間	499,925,452	5,960,721	4,327,447,940
第6計算期間	530,508,212	89,293,635	4,768,662,517
第7計算期間	524,870,688	413,321,526	4,880,211,679
第8計算期間	1,558,790,574	152,080,045	6,286,922,208
第9計算期間	862,769,205	154,959,145	6,994,732,268
第10計算期間	736,387,528	494,539,853	7,236,579,943
第11計算期間	471,328,433	462,971,062	7,244,937,314
第12計算期間	296,609,690	437,043,961	7,104,503,043
第13計算期間	221,202,099	623,774,133	6,701,931,009
第14計算期間	250,502,898	333,552,693	6,618,881,214
第15計算期間	133,425,327	80,024,892	6,672,281,649
第16計算期間	374,796,029	318,854,836	6,728,222,842
第17計算期間	423,799,504	501,612,899	6,650,409,447
第18計算期間	81,090,544	361,895,438	6,369,604,553
第19計算期間	153,821,499	277,133,887	6,246,292,165
第20計算期間	199,249,260	288,562,937	6,156,978,488
第21計算期間	108,601,411	492,266,212	5,773,313,687
第22計算期間	57,597,954	342,689,956	5,488,221,685
第23計算期間	185,287,765	604,611,986	5,068,897,464
第24計算期間	13,094,861	459,412,855	4,622,579,470
第25計算期間	40,858,682	201,272,323	4,462,165,829
第26計算期間	30,079,666	303,374,786	4,188,870,709
第27計算期間	24,231,287	162,939,348	4,050,162,648
第28計算期間	6,535,229	208,187,633	3,848,510,244
第29計算期間	136,501,754	148,291,779	3,836,720,219
第30計算期間	18,028,749	83,595,671	3,771,153,297
第31計算期間	36,228,911	104,254,384	3,703,127,824
第32計算期間	201,994,794	147,471,176	3,757,651,442
第33計算期間	73,409,729	47,899,676	3,783,161,495
第34計算期間	151,866,841	128,552,069	3,806,476,267
第35計算期間	140,167,384	99,865,821	3,846,777,830
第36計算期間	137,996,238	130,627,131	3,854,146,937

第37計算期間	49,566,153	150,938,536	3,752,774,554
第38計算期間	33,142,760	170,618,493	3,615,298,821
第39計算期間	23,257,187	152,558,571	3,485,997,437
第40計算期間	84,066,023	191,219,822	3,378,843,638
第41計算期間	114,410,640	110,298,338	3,382,955,940
第42計算期間	72,591,046	94,224,711	3,361,322,275
第43計算期間	34,105,803	91,472,444	3,303,955,634
第44計算期間	15,609,412	146,354,523	3,173,210,523
第45計算期間	11,508,444	73,925,586	3,110,793,381
第46計算期間	27,022,159	115,413,272	3,022,402,268
第47計算期間	27,857,988	84,244,529	2,966,015,727
第48計算期間	68,830,340	100,216,592	2,934,629,475
第49計算期間	1,503,168	156,807,865	2,779,324,778
第50計算期間	8,530,649	80,213,700	2,707,641,727
第51計算期間	1,587,300	87,888,935	2,621,340,092
第52計算期間	11,159,713	47,125,969	2,585,373,836
第53計算期間	5,761,483	174,145,583	2,416,989,736
第54計算期間	3,512,217	75,123,537	2,345,378,416
第55計算期間	1,553,045	45,944,027	2,300,987,434
第56計算期間	2,694,114	37,503,772	2,266,177,776
第57計算期間	1,373,030	62,513,981	2,205,036,825
第58計算期間	4,790,254	85,517,895	2,124,309,184
第59計算期間	1,345,075	57,355,637	2,068,298,622
第60計算期間	1,337,301	28,056,062	2,041,579,861
第61計算期間	1,273,676	42,731,165	2,000,122,372
第62計算期間	1,255,779	42,243,157	1,959,134,994
第63計算期間	1,256,925	45,778,355	1,914,613,564
第64計算期間	1,208,754	13,753,921	1,902,068,397
第65計算期間	1,201,740	18,336,074	1,884,934,063
第66計算期間	1,257,728	8,753,618	1,877,438,173
第67計算期間	1,185,866	7,628,899	1,870,995,140
第68計算期間	1,188,053	17,119,601	1,855,063,592
第69計算期間	1,082,431	10,823,271	1,845,322,752
第70計算期間	1,250,503	6,860,916	1,839,712,339
第71計算期間	1,181,047	16,293,451	1,824,599,935
第72計算期間	1,161,243	47,521,157	1,778,240,021
第73計算期間	4,560,002	83,025,993	1,699,774,030
第74計算期間	1,166,994	9,787,409	1,691,153,615
第75計算期間	1,193,980	6,107,767	1,686,239,828
第76計算期間	1,841,026	18,556,798	1,669,524,056
第77計算期間	614,255	19,610,204	1,650,528,107
第78計算期間	575,093	64,091,246	1,587,011,954

第79計算期間	575,803	23,073,510	1,564,514,247
第80計算期間	573,457	39,679,698	1,525,408,006
第81計算期間	666,033	16,315,996	1,509,758,043
第82計算期間	636,956	4,648,764	1,505,746,235
第83計算期間	677,337	27,951,237	1,478,472,335
第84計算期間	629,723	32,356,657	1,446,745,401
第85計算期間	1,082,604	13,163,372	1,434,664,633
第86計算期間	521,974	12,938,503	1,422,248,104
第87計算期間	589,992	12,666,912	1,410,171,184
第88計算期間	747,173	96,439,325	1,314,479,032
第89計算期間	2,635,244	45,465,949	1,271,648,327
第90計算期間	474,663	27,616,200	1,244,506,790
第91計算期間	430,499	22,974,726	1,221,962,563
第92計算期間	1,601,275	32,246,626	1,191,317,212
第93計算期間	628,651	18,301,928	1,173,643,935
第94計算期間	673,091	32,888,888	1,141,428,138
第95計算期間	505,273	11,259,500	1,130,673,911
第96計算期間	439,643	27,284,219	1,103,829,335
第97計算期間	575,142	21,228,716	1,083,175,761
第98計算期間	366,099	2,504,581	1,081,037,279
第99計算期間	597,419	35,974,697	1,045,660,001
第100計算期間	957,891	38,013,516	1,008,604,376
第101計算期間	924,456		1,009,528,832
第102計算期間	357,947	3,731,891	1,006,154,888
第103計算期間	363,523	14,095,250	992,423,161
第104計算期間	412,389	23,615,331	969,220,219
第105計算期間	414,085	15,519,102	954,115,202
第106計算期間	831,911	22,082,375	932,864,738
第107計算期間	427,269	10,787,459	922,504,548
第108計算期間	460,517	8,036,517	914,928,548
第109計算期間	1,742,364	40,968,996	875,701,916
第110計算期間	741,890	4,144,972	872,298,834

## 【バリュー・ボンド・ファンド&lt;為替ヘッジなし&gt;（毎月決算型）】

## (1) 【投資状況】

令和4年10月31日現在

(単位：円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	4,759,617,966	99.04
親投資信託受益証券	日本	10,007	0.00

コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		46,284,988	0.96
純資産総額		4,805,912,961	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### a 評価額上位30銘柄

令和4年10月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	マルチセクター バリュー ボンド ファンド - JPY ノンヘッジド クラス	515,165.9234	9,243.5	4,761,941,127	9,239	4,759,617,966	99.04
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,829	1.0182	10,007	1.0182	10,007	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和4年10月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.04
親投資信託受益証券	0.00
合計	99.04

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日	(平成25年 9月 6日)	2,165,685,243	2,165,685,243	10,006	10,006
第2計算期間末日	(平成25年10月 7日)	3,997,586,590	3,997,586,590	9,886	9,886
第3計算期間末日	(平成25年11月 6日)	4,582,245,013	4,595,858,411	10,098	10,128
第4計算期間末日	(平成25年12月 6日)	5,559,866,327	5,575,916,002	10,392	10,422
第5計算期間末日	(平成26年 1月 6日)	7,420,078,732	7,440,969,406	10,656	10,686
第6計算期間末日	(平成26年 2月 6日)	9,562,771,309	9,590,446,456	10,366	10,396
第7計算期間末日	(平成26年 3月 6日)	11,474,705,895	11,507,293,522	10,564	10,594
第8計算期間末日	(平成26年 4月 7日)	15,644,447,420	15,688,336,349	10,694	10,724
第9計算期間末日	(平成26年 5月 7日)	17,440,437,318	17,490,159,630	10,523	10,553
第10計算期間末日	(平成26年 6月 6日)	19,029,704,382	19,083,401,080	10,632	10,662
第11計算期間末日	(平成26年 7月 7日)	19,275,538,045	19,330,107,641	10,597	10,627
第12計算期間末日	(平成26年 8月 6日)	19,142,803,687	19,197,049,383	10,587	10,617
第13計算期間末日	(平成26年 9月 8日)	18,741,350,240	18,793,262,064	10,831	10,861
第14計算期間末日	(平成26年10月 6日)	17,547,159,961	17,593,984,218	11,242	11,272
第15計算期間末日	(平成26年11月 6日)	17,505,627,977	17,565,635,735	11,669	11,709
第16計算期間末日	(平成26年12月 8日)	17,244,785,577	17,301,121,153	12,244	12,284
第17計算期間末日	(平成27年 1月 6日)	17,079,829,308	17,136,875,321	11,976	12,016
第18計算期間末日	(平成27年 2月 6日)	17,240,598,234	17,299,080,673	11,792	11,832
第19計算期間末日	(平成27年 3月 6日)	17,768,125,900	17,827,074,386	12,057	12,097
第20計算期間末日	(平成27年 4月 6日)	17,969,198,752	18,029,135,961	11,992	12,032
第21計算期間末日	(平成27年 5月 7日)	17,768,704,464	17,828,473,126	11,892	11,932
第22計算期間末日	(平成27年 6月 8日)	17,828,194,483	17,885,653,512	12,411	12,451
第23計算期間末日	(平成27年 7月 6日)	16,749,652,042	16,805,255,517	12,049	12,089
第24計算期間末日	(平成27年 8月 6日)	16,763,128,603	16,818,188,929	12,178	12,218
第25計算期間末日	(平成27年 9月 7日)	15,543,478,993	15,597,705,512	11,466	11,506
第26計算期間末日	(平成27年10月 6日)	15,268,687,876	15,322,105,768	11,433	11,473
第27計算期間末日	(平成27年11月 6日)	15,478,064,262	15,598,557,843	11,561	11,651
第28計算期間末日	(平成27年12月 7日)	16,884,664,914	17,016,740,926	11,506	11,596
第29計算期間末日	(平成28年 1月 6日)	17,890,287,157	18,037,746,596	10,919	11,009
第30計算期間末日	(平成28年 2月 8日)	17,857,056,256	18,009,452,583	10,546	10,636
第31計算期間末日	(平成28年 3月 7日)	18,054,650,908	18,212,516,728	10,293	10,383
第32計算期間末日	(平成28年 4月 6日)	18,886,415,038	19,055,401,863	10,059	10,149
第33計算期間末日	(平成28年 5月 6日)	18,879,811,262	19,052,885,989	9,818	9,908
第34計算期間末日	(平成28年 6月 6日)	18,964,920,504	19,140,491,400	9,722	9,812
第35計算期間末日	(平成28年 7月 6日)	18,219,191,785	18,396,281,350	9,259	9,349
第36計算期間末日	(平成28年 8月 8日)	18,200,040,916	18,376,297,859	9,293	9,383
第37計算期間末日	(平成28年 9月 6日)	18,362,714,729	18,536,679,998	9,500	9,590
第38計算期間末日	(平成28年10月 6日)	18,117,811,117	18,292,225,128	9,349	9,439
第39計算期間末日	(平成28年11月 7日)	17,459,302,226	17,630,264,614	9,191	9,281
第40計算期間末日	(平成28年12月 6日)	18,161,464,223	18,325,025,857	9,993	10,083

第41計算期間末日	(平成29年 1月 6日)	17,294,955,394	17,448,702,527	10,124	10,214
第42計算期間末日	(平成29年 2月 6日)	16,477,111,444	16,628,890,693	9,770	9,860
第43計算期間末日	(平成29年 3月 6日)	16,575,236,514	16,725,831,888	9,906	9,996
第44計算期間末日	(平成29年 4月 6日)	15,995,849,158	16,146,252,654	9,572	9,662
第45計算期間末日	(平成29年 5月 8日)	16,085,812,770	16,235,870,711	9,648	9,738
第46計算期間末日	(平成29年 6月 6日)	15,527,102,935	15,675,090,671	9,443	9,533
第47計算期間末日	(平成29年 7月 6日)	15,637,637,061	15,784,557,334	9,579	9,669
第48計算期間末日	(平成29年 8月 7日)	15,215,473,310	15,361,855,166	9,355	9,445
第49計算期間末日	(平成29年 9月 6日)	14,860,260,190	15,006,579,875	9,140	9,230
第50計算期間末日	(平成29年10月 6日)	14,866,560,618	15,009,670,624	9,349	9,439
第51計算期間末日	(平成29年11月 6日)	14,713,059,903	14,853,665,911	9,418	9,508
第52計算期間末日	(平成29年12月 6日)	14,182,905,124	14,321,371,075	9,219	9,309
第53計算期間末日	(平成30年 1月 9日)	13,672,046,299	13,806,492,923	9,152	9,242
第54計算期間末日	(平成30年 2月 6日)	12,954,581,611	13,087,496,916	8,772	8,862
第55計算期間末日	(平成30年 3月 6日)	12,108,680,010	12,240,546,434	8,264	8,354
第56計算期間末日	(平成30年 4月 6日)	12,096,043,545	12,227,306,762	8,294	8,384
第57計算期間末日	(平成30年 5月 7日)	11,933,865,603	12,020,197,030	8,294	8,354
第58計算期間末日	(平成30年 6月 6日)	11,512,840,915	11,596,397,804	8,267	8,327
第59計算期間末日	(平成30年 7月 6日)	11,174,605,906	11,255,716,269	8,266	8,326
第60計算期間末日	(平成30年 8月 6日)	10,918,763,617	10,997,937,954	8,274	8,334
第61計算期間末日	(平成30年 9月 6日)	10,549,291,228	10,626,356,225	8,213	8,273
第62計算期間末日	(平成30年10月 9日)	10,431,543,338	10,507,375,820	8,254	8,314
第63計算期間末日	(平成30年11月 6日)	10,099,793,599	10,174,496,642	8,112	8,172
第64計算期間末日	(平成30年12月 6日)	9,892,116,409	9,965,681,362	8,068	8,128
第65計算期間末日	(平成31年 1月 7日)	9,322,126,475	9,394,619,069	7,716	7,776
第66計算期間末日	(平成31年 2月 6日)	9,433,448,638	9,505,119,445	7,897	7,957
第67計算期間末日	(平成31年 3月 6日)	9,436,260,729	9,507,157,716	7,986	8,046
第68計算期間末日	(平成31年 4月 8日)	9,324,444,241	9,394,120,928	8,029	8,089
第69計算期間末日	(令和 1年 5月 7日)	9,010,713,393	9,078,867,031	7,933	7,993
第70計算期間末日	(令和 1年 6月 6日)	8,754,287,932	8,822,057,815	7,751	7,811
第71計算期間末日	(令和 1年 7月 8日)	8,780,981,483	8,848,244,565	7,833	7,893
第72計算期間末日	(令和 1年 8月 6日)	8,445,355,699	8,511,788,639	7,628	7,688
第73計算期間末日	(令和 1年 9月 6日)	8,466,793,616	8,532,904,618	7,684	7,744
第74計算期間末日	(令和 1年10月 7日)	8,197,288,312	8,261,714,098	7,634	7,694
第75計算期間末日	(令和 1年11月 6日)	8,138,422,186	8,180,427,958	7,750	7,790
第76計算期間末日	(令和 1年12月 6日)	7,866,113,561	7,906,828,733	7,728	7,768
第77計算期間末日	(令和 2年 1月 6日)	7,707,542,783	7,747,378,566	7,739	7,779
第78計算期間末日	(令和 2年 2月 6日)	7,590,214,119	7,628,805,320	7,867	7,907
第79計算期間末日	(令和 2年 3月 6日)	7,200,433,259	7,238,220,766	7,622	7,662
第80計算期間末日	(令和 2年 4月 6日)	6,411,830,845	6,449,306,043	6,844	6,884
第81計算期間末日	(令和 2年 5月 7日)	6,502,562,012	6,539,866,686	6,972	7,012
第82計算期間末日	(令和 2年 6月 8日)	7,087,610,452	7,124,835,479	7,616	7,656

第83計算期間末日 (令和 2年 7月 6日)	6,848,314,714	6,885,293,358	7,408	7,448
第84計算期間末日 (令和 2年 8月 6日)	6,820,117,090	6,856,720,126	7,453	7,493
第85計算期間末日 (令和 2年 9月 7日)	6,774,273,340	6,810,558,127	7,468	7,508
第86計算期間末日 (令和 2年 10月 6日)	6,521,657,562	6,557,347,755	7,309	7,349
第87計算期間末日 (令和 2年 11月 6日)	6,430,023,660	6,447,663,717	7,290	7,310
第88計算期間末日 (令和 2年 12月 7日)	6,387,023,089	6,404,090,617	7,484	7,504
第89計算期間末日 (令和 3年 1月 6日)	6,193,865,637	6,210,548,168	7,426	7,446
第90計算期間末日 (令和 3年 2月 8日)	6,173,799,625	6,190,070,624	7,589	7,609
第91計算期間末日 (令和 3年 3月 8日)	6,106,725,137	6,122,664,914	7,662	7,682
第92計算期間末日 (令和 3年 4月 6日)	6,097,024,352	6,112,688,996	7,784	7,804
第93計算期間末日 (令和 3年 5月 6日)	5,955,255,810	5,970,546,784	7,789	7,809
第94計算期間末日 (令和 3年 6月 7日)	5,864,583,531	5,879,546,904	7,839	7,859
第95計算期間末日 (令和 3年 7月 6日)	5,850,788,966	5,865,436,762	7,989	8,009
第96計算期間末日 (令和 3年 8月 6日)	5,518,378,762	5,532,403,440	7,870	7,890
第97計算期間末日 (令和 3年 9月 6日)	5,459,960,722	5,473,816,846	7,881	7,901
第98計算期間末日 (令和 3年 10月 6日)	5,425,052,381	5,438,707,330	7,946	7,966
第99計算期間末日 (令和 3年 11月 8日)	5,396,577,794	5,409,920,392	8,089	8,109
第100計算期間末日 (令和 3年 12月 6日)	5,187,859,194	5,200,855,979	7,983	8,003
第101計算期間末日 (令和 4年 1月 6日)	5,213,603,802	5,226,419,840	8,136	8,156
第102計算期間末日 (令和 4年 2月 7日)	4,993,479,033	5,006,095,416	7,916	7,936
第103計算期間末日 (令和 4年 3月 7日)	4,804,122,102	4,816,609,295	7,694	7,714
第104計算期間末日 (令和 4年 4月 6日)	5,035,644,980	5,048,002,678	8,150	8,170
第105計算期間末日 (令和 4年 5月 6日)	5,053,411,351	5,065,617,423	8,280	8,300
第106計算期間末日 (令和 4年 6月 6日)	5,017,489,552	5,029,580,233	8,300	8,320
第107計算期間末日 (令和 4年 7月 6日)	4,996,142,129	5,008,141,364	8,327	8,347
第108計算期間末日 (令和 4年 8月 8日)	4,982,402,110	4,994,218,217	8,433	8,453
第109計算期間末日 (令和 4年 9月 6日)	5,020,399,850	5,032,109,291	8,575	8,595
第110計算期間末日 (令和 4年 10月 6日)	4,860,811,755	4,872,299,500	8,463	8,483
令和 3年 10月末日	5,415,935,799		8,093	
11月末日	5,202,553,177		7,997	
12月末日	5,207,043,881		8,122	
令和 4年 1月末日	5,039,286,795		7,961	
2月末日	4,898,365,009		7,811	
3月末日	5,009,917,643		8,106	
4月末日	5,052,026,573		8,272	
5月末日	4,905,887,373		8,114	
6月末日	5,030,218,970		8,364	
7月末日	4,960,147,085		8,361	
8月末日	5,044,497,041		8,592	
9月末日	4,859,829,296		8,448	
10月末日	4,805,912,961		8,505	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	円
第2計算期間	円
第3計算期間	30円
第4計算期間	30円
第5計算期間	30円
第6計算期間	30円
第7計算期間	30円
第8計算期間	30円
第9計算期間	30円
第10計算期間	30円
第11計算期間	30円
第12計算期間	30円
第13計算期間	30円
第14計算期間	30円
第15計算期間	40円
第16計算期間	40円
第17計算期間	40円
第18計算期間	40円
第19計算期間	40円
第20計算期間	40円
第21計算期間	40円
第22計算期間	40円
第23計算期間	40円
第24計算期間	40円
第25計算期間	40円
第26計算期間	40円
第27計算期間	90円
第28計算期間	90円
第29計算期間	90円
第30計算期間	90円
第31計算期間	90円
第32計算期間	90円
第33計算期間	90円
第34計算期間	90円
第35計算期間	90円
第36計算期間	90円
第37計算期間	90円
第38計算期間	90円

第39計算期間	90円
第40計算期間	90円
第41計算期間	90円
第42計算期間	90円
第43計算期間	90円
第44計算期間	90円
第45計算期間	90円
第46計算期間	90円
第47計算期間	90円
第48計算期間	90円
第49計算期間	90円
第50計算期間	90円
第51計算期間	90円
第52計算期間	90円
第53計算期間	90円
第54計算期間	90円
第55計算期間	90円
第56計算期間	90円
第57計算期間	60円
第58計算期間	60円
第59計算期間	60円
第60計算期間	60円
第61計算期間	60円
第62計算期間	60円
第63計算期間	60円
第64計算期間	60円
第65計算期間	60円
第66計算期間	60円
第67計算期間	60円
第68計算期間	60円
第69計算期間	60円
第70計算期間	60円
第71計算期間	60円
第72計算期間	60円
第73計算期間	60円
第74計算期間	60円
第75計算期間	40円
第76計算期間	40円
第77計算期間	40円
第78計算期間	40円
第79計算期間	40円
第80計算期間	40円

第81計算期間	40円
第82計算期間	40円
第83計算期間	40円
第84計算期間	40円
第85計算期間	40円
第86計算期間	40円
第87計算期間	20円
第88計算期間	20円
第89計算期間	20円
第90計算期間	20円
第91計算期間	20円
第92計算期間	20円
第93計算期間	20円
第94計算期間	20円
第95計算期間	20円
第96計算期間	20円
第97計算期間	20円
第98計算期間	20円
第99計算期間	20円
第100計算期間	20円
第101計算期間	20円
第102計算期間	20円
第103計算期間	20円
第104計算期間	20円
第105計算期間	20円
第106計算期間	20円
第107計算期間	20円
第108計算期間	20円
第109計算期間	20円
第110計算期間	20円

## 【收益率の推移】

	收益率(%)
第1計算期間	0.06
第2計算期間	1.19
第3計算期間	2.44
第4計算期間	3.20
第5計算期間	2.82
第6計算期間	2.43
第7計算期間	2.19

第8計算期間	1.51
第9計算期間	1.31
第10計算期間	1.32
第11計算期間	0.04
第12計算期間	0.18
第13計算期間	2.58
第14計算期間	4.07
第15計算期間	4.15
第16計算期間	5.27
第17計算期間	1.86
第18計算期間	1.20
第19計算期間	2.58
第20計算期間	0.20
第21計算期間	0.50
第22計算期間	4.70
第23計算期間	2.59
第24計算期間	1.40
第25計算期間	5.51
第26計算期間	0.06
第27計算期間	1.90
第28計算期間	0.30
第29計算期間	4.31
第30計算期間	2.59
第31計算期間	1.54
第32計算期間	1.39
第33計算期間	1.50
第34計算期間	0.06
第35計算期間	3.83
第36計算期間	1.33
第37計算期間	3.19
第38計算期間	0.64
第39計算期間	0.72
第40計算期間	9.70
第41計算期間	2.21
第42計算期間	2.60
第43計算期間	2.31
第44計算期間	2.46
第45計算期間	1.73
第46計算期間	1.19
第47計算期間	2.39
第48計算期間	1.39
第49計算期間	1.33

第50計算期間	3.27
第51計算期間	1.70
第52計算期間	1.15
第53計算期間	0.24
第54計算期間	3.16
第55計算期間	4.76
第56計算期間	1.45
第57計算期間	0.72
第58計算期間	0.39
第59計算期間	0.71
第60計算期間	0.82
第61計算期間	0.01
第62計算期間	1.22
第63計算期間	0.99
第64計算期間	0.19
第65計算期間	3.61
第66計算期間	3.12
第67計算期間	1.88
第68計算期間	1.28
第69計算期間	0.44
第70計算期間	1.53
第71計算期間	1.83
第72計算期間	1.85
第73計算期間	1.52
第74計算期間	0.13
第75計算期間	2.04
第76計算期間	0.23
第77計算期間	0.65
第78計算期間	2.17
第79計算期間	2.60
第80計算期間	9.68
第81計算期間	2.45
第82計算期間	9.81
第83計算期間	2.20
第84計算期間	1.14
第85計算期間	0.73
第86計算期間	1.59
第87計算期間	0.01
第88計算期間	2.93
第89計算期間	0.50
第90計算期間	2.46
第91計算期間	1.22

第92計算期間	1.85
第93計算期間	0.32
第94計算期間	0.89
第95計算期間	2.16
第96計算期間	1.23
第97計算期間	0.39
第98計算期間	1.07
第99計算期間	2.05
第100計算期間	1.06
第101計算期間	2.16
第102計算期間	2.45
第103計算期間	2.55
第104計算期間	6.18
第105計算期間	1.84
第106計算期間	0.48
第107計算期間	0.56
第108計算期間	1.51
第109計算期間	1.92
第110計算期間	1.07

(注)「收益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	2,164,284,434		2,164,284,434
第2計算期間	1,901,860,708	22,366,823	4,043,778,319
第3計算期間	547,625,348	53,604,243	4,537,799,424
第4計算期間	1,413,161,911	601,069,500	5,349,891,835
第5計算期間	2,397,523,273	783,856,813	6,963,558,295
第6計算期間	2,794,540,525	533,049,509	9,225,049,311
第7計算期間	1,957,236,114	319,743,066	10,862,542,359
第8計算期間	4,555,151,720	788,050,823	14,629,643,256
第9計算期間	2,262,249,659	317,788,682	16,574,104,233
第10計算期間	2,124,463,589	799,668,288	17,898,899,534
第11計算期間	893,505,599	602,539,529	18,189,865,604
第12計算期間	609,387,996	717,354,917	18,081,898,683
第13計算期間	770,785,939	1,548,743,173	17,303,941,449
第14計算期間	1,243,259,405	2,939,114,872	15,608,085,982
第15計算期間	493,562,296	1,099,708,667	15,001,939,611
第16計算期間	1,291,025,578	2,209,071,165	14,083,894,024
第17計算期間	1,436,664,318	1,259,054,952	14,261,503,390

第18計算期間	1,014,326,876	655,220,365	14,620,609,901
第19計算期間	734,308,817	617,797,102	14,737,121,616
第20計算期間	1,373,003,830	1,125,822,976	14,984,302,470
第21計算期間	896,651,037	938,787,812	14,942,165,695
第22計算期間	746,364,592	1,323,772,968	14,364,757,319
第23計算期間	610,355,469	1,074,244,030	13,900,868,758
第24計算期間	596,520,788	732,307,922	13,765,081,624
第25計算期間	445,150,887	653,602,516	13,556,629,995
第26計算期間	419,426,537	621,583,504	13,354,473,028
第27計算期間	349,073,644	315,370,932	13,388,175,740
第28計算期間	1,776,586,060	489,649,265	14,675,112,535
第29計算期間	1,975,079,579	265,809,911	16,384,382,203
第30計算期間	753,811,225	205,268,136	16,932,925,292
第31計算期間	770,428,690	162,707,272	17,540,646,710
第32計算期間	1,351,059,884	115,392,648	18,776,313,946
第33計算期間	595,257,648	141,046,299	19,230,525,295
第34計算期間	599,305,326	321,953,275	19,507,877,346
第35計算期間	487,100,832	318,359,738	19,676,618,440
第36計算期間	497,110,072	589,623,707	19,584,104,805
第37計算期間	229,371,869	484,002,336	19,329,474,338
第38計算期間	417,864,904	368,004,660	19,379,334,582
第39計算期間	169,963,700	553,477,383	18,995,820,899
第40計算期間	200,238,179	1,022,544,115	18,173,514,963
第41計算期間	448,105,733	1,538,605,813	17,083,014,883
第42計算期間	548,360,935	767,014,813	16,864,361,005
第43計算期間	305,416,910	436,958,477	16,732,819,438
第44計算期間	490,341,203	511,660,991	16,711,499,650
第45計算期間	214,037,626	252,432,719	16,673,104,557
第46計算期間	240,441,987	470,464,666	16,443,081,878
第47計算期間	271,265,990	389,873,042	16,324,474,826
第48計算期間	302,656,575	362,480,731	16,264,650,670
第49計算期間	254,302,784	261,210,670	16,257,742,784
第50計算期間	207,548,062	564,179,027	15,901,111,819
第51計算期間	151,584,314	429,806,323	15,622,889,810
第52計算期間	180,191,084	417,975,160	15,385,105,734
第53計算期間	135,063,071	581,654,991	14,938,513,814
第54計算期間	183,335,349	353,481,937	14,768,367,226
第55計算期間	129,073,197	245,615,478	14,651,824,945
第56計算期間	213,963,696	280,986,686	14,584,801,955
第57計算期間	113,623,459	309,854,090	14,388,571,324
第58計算期間	92,319,531	554,742,615	13,926,148,240
第59計算期間	49,216,872	456,971,145	13,518,393,967

第60計算期間	54,977,395	377,648,522	13,195,722,840
第61計算期間	41,262,118	392,818,777	12,844,166,181
第62計算期間	86,381,711	291,800,884	12,638,747,008
第63計算期間	35,527,006	223,766,727	12,450,507,287
第64計算期間	51,977,368	241,659,030	12,260,825,625
第65計算期間	41,381,958	220,108,523	12,082,099,060
第66計算期間	31,997,400	168,961,850	11,945,134,610
第67計算期間	28,300,729	157,270,763	11,816,164,576
第68計算期間	50,732,187	254,115,523	11,612,781,240
第69計算期間	24,112,913	277,954,470	11,358,939,683
第70計算期間	44,732,093	108,691,171	11,294,980,605
第71計算期間	39,526,900	123,993,798	11,210,513,707
第72計算期間	54,829,053	193,186,091	11,072,156,669
第73計算期間	36,651,114	90,307,336	11,018,500,447
第74計算期間	23,346,685	304,216,079	10,737,631,053
第75計算期間	27,147,800	263,335,636	10,501,443,217
第76計算期間	25,609,820	348,260,023	10,178,793,014
第77計算期間	19,506,432	239,353,672	9,958,945,774
第78計算期間	18,289,043	329,434,404	9,647,800,413
第79計算期間	17,297,271	218,220,880	9,446,876,804
第80計算期間	13,458,265	91,535,323	9,368,799,746
第81計算期間	14,792,151	57,423,275	9,326,168,622
第82計算期間	15,531,941	35,443,665	9,306,256,898
第83計算期間	12,387,423	73,983,302	9,244,661,019
第84計算期間	13,175,267	107,077,158	9,150,759,128
第85計算期間	17,732,782	97,295,079	9,071,196,831
第86計算期間	12,558,276	161,206,838	8,922,548,269
第87計算期間	35,340,552	137,860,047	8,820,028,774
第88計算期間	7,848,728	294,113,110	8,533,764,392
第89計算期間	9,232,728	201,731,355	8,341,265,765
第90計算期間	7,245,062	213,010,941	8,135,499,886
第91計算期間	5,552,387	171,163,708	7,969,888,565
第92計算期間	5,420,433	142,986,766	7,832,322,232
第93計算期間	5,154,376	191,989,183	7,645,487,425
第94計算期間	24,533,962	188,334,723	7,481,686,664
第95計算期間	22,712,274	180,500,835	7,323,898,103
第96計算期間	5,126,260	316,685,107	7,012,339,256
第97計算期間	4,706,566	88,983,778	6,928,062,044
第98計算期間	5,759,861	106,347,389	6,827,474,516
第99計算期間	31,897,211	188,072,310	6,671,299,417
第100計算期間	14,647,052	187,553,688	6,498,392,781
第101計算期間	5,700,730	96,074,076	6,408,019,435

第102計算期間	4,201,247	104,029,159	6,308,191,523
第103計算期間	4,773,023	69,367,908	6,243,596,638
第104計算期間	6,044,763	70,792,301	6,178,849,100
第105計算期間	8,751,892	84,564,898	6,103,036,094
第106計算期間	4,466,578	62,161,890	6,045,340,782
第107計算期間	10,491,477	56,214,432	5,999,617,827
第108計算期間	4,262,519	95,826,610	5,908,053,736
第109計算期間	5,227,903	58,560,891	5,854,720,748
第110計算期間	5,559,066	116,407,301	5,743,872,513

(参考)

#### マネー・マーケット・マザーファンド

#### 投資状況

令和4年10月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		3,588,250,768	100.00
純資産総額		3,588,250,768	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 投資資産

##### 投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

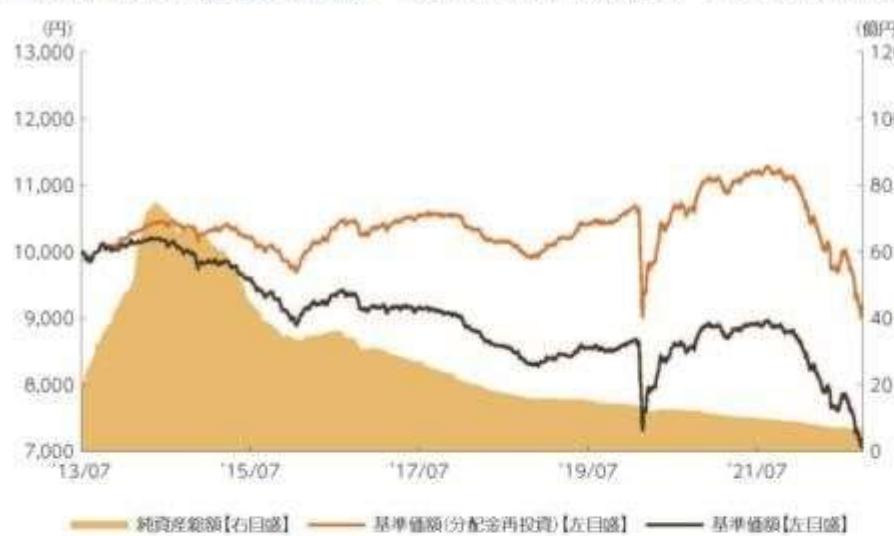
該当事項はありません。

## 参考情報



# 運用実績

2022年10月31日現在

**為替リスク軽減型****■基準価額・純資産の推移 2013年7月31日(設定日)～2022年10月31日****■基準価額・純資産**

基準価額	7,176円
純資産総額	6.2億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

**■分配の推移**

2022年10月	10円
2022年9月	10円
2022年8月	10円
2022年7月	10円
2022年6月	10円
2022年5月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	2,250円

・分配金は1万口当たり、税引前

**■主要な資産の状況**

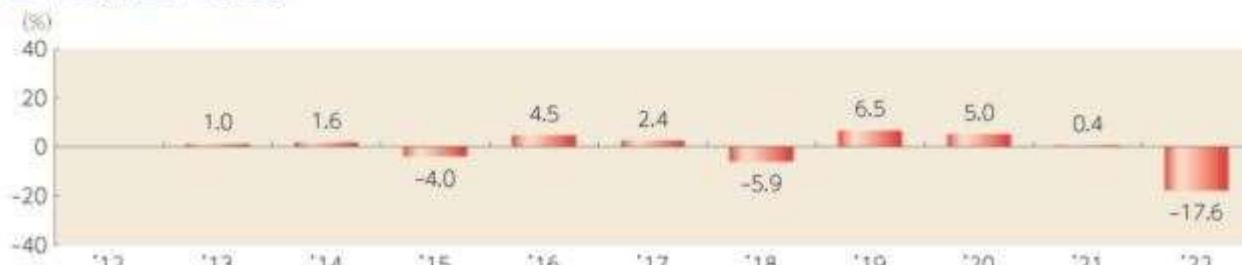
資産構成	比率
マルチセクター・リバウンドファンド	
-JP(ヘッジ)クラス	99.3%
マネーマーケット・マザーファンド	0.3%
合計	100.0%

組入上位銘柄	クーポン	償還日	種別	国・地域	比率
1 連邦政府抵当金庫債	2.500%	—	資産担保証券・モーゲージ証券	アメリカ	5.2%
2 米国国債	0.8750%	2026/09/30	国債	アメリカ	2.9%
3 連邦政府抵当金庫債	3.5000%	2052/09/20	資産担保証券・モーゲージ証券	アメリカ	2.7%
4 リバティミューチュアル・インシュアランス	7.6970%	2097/10/15	投資信託社債	アメリカ	2.2%
5 連邦住宅抵当公庫債	4.0000%	—	資産担保証券・モーゲージ証券	アメリカ	1.9%
6 メキシコ国債	8.5000%	2029/05/31	エマージング債券	メキシコ	1.4%
7 連邦政府抵当金庫債	3.0000%	—	資産担保証券・モーゲージ証券	アメリカ	1.4%
8 米国国債	3.2500%	2027/06/30	国債	アメリカ	1.4%
9 フォード・モーター・フレッシュ	3.8150%	2027/11/02	ハイイールド社債	アメリカ	1.1%
10 エナジー・トランスポーテー	7.1250%	—	ハイイールド社債	アメリカ	1.1%

- ・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

- ・比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・国・地域は、ブルームバーグ・インデックスの分類を採用。分類されていない場合はアムンティ・アセットマネジメント・US・イングによる独自の分類を採用しています。

・償還日”は、償還年月日を特定していない銘柄です。

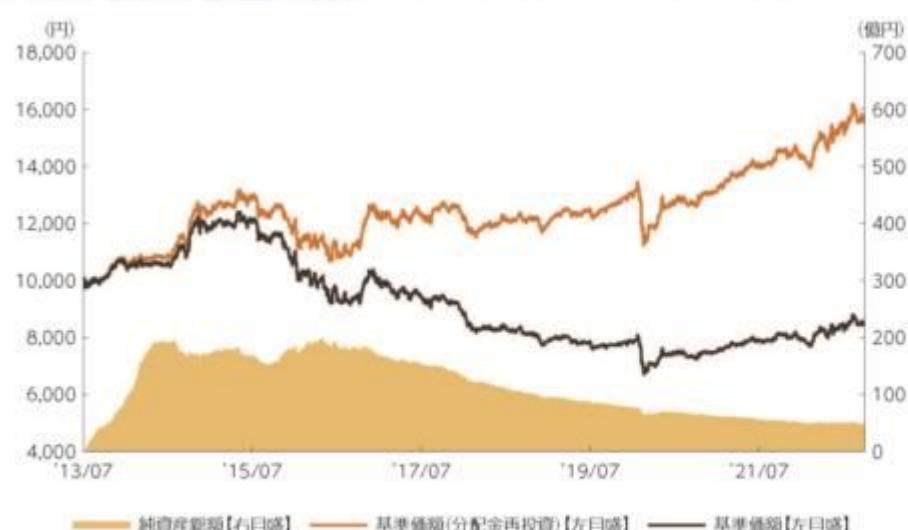
**■年間收益率の推移**

- ・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2013年は設定日から年末までの、2022年は年初から10月31日までの收益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 為替ヘッジなし

## ■基準価額・純資産の推移 2013年7月31日(設定日)～2022年10月31日



## ■基準価額・純資産

基準価額	8,505円
純資産総額	48.0億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■分配の推移

2022年10月	20円
2022年9月	20円
2022年8月	20円
2022年7月	20円
2022年6月	20円
2022年5月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	5,580円

・分配金は1万口当たり、税引前

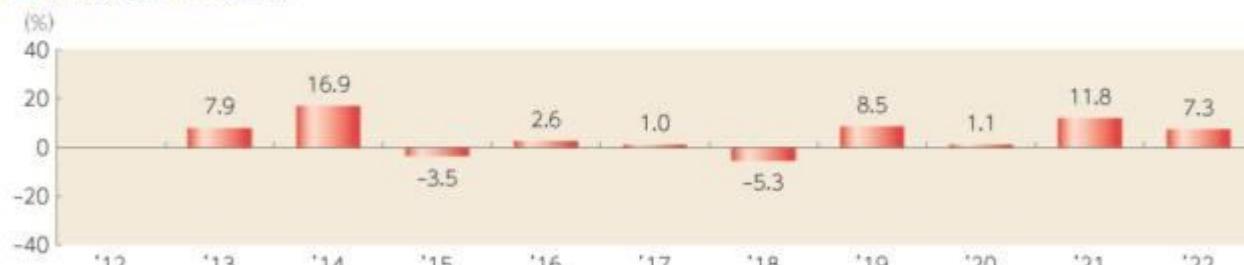
## ■主要な資産の状況

資産構成	比率
マルチセクター・バフェット・ボンドファンド・JPY/ソルヘッジクラス	99.0%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.0%
コールローン他 (負債控除後)	1.0%
合計	100.0%

組入上位銘柄	クーポン	償還日	種別	国・地域	比率
1 連邦政府抵当金庫債	2.5000%	—	資産担保証券・モーゲージ証券	アメリカ	5.2%
2 米国国債	0.8750%	2026/09/30	国債	アメリカ	2.9%
3 連邦政府抵当金庫債	3.5000%	2052/09/20	資産担保証券・モーゲージ証券	アメリカ	2.7%
4 リバティミューチュアル・インシュアランス	7.6970%	2097/10/15	投資適格社債	アメリカ	2.2%
5 連邦住宅抵当公庫債	4.0000%	—	資産担保証券・モーゲージ証券	アメリカ	1.9%
6 メキシコ国債	8.5000%	2029/05/31	エマージング債券	メキシコ	1.4%
7 連邦政府抵当金庫債	3.0000%	—	資産担保証券・モーゲージ証券	アメリカ	1.4%
8 米国国債	3.2500%	2027/06/30	国債	アメリカ	1.4%
9 フォード・モーター・クレジット	3.8150%	2027/11/02	ハイイールド社債	アメリカ	1.1%
10 エナジー・トランシファー	7.1250%	—	ハイイールド社債	アメリカ	1.1%

- ・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・国・地域は、ブルームバーグ・インデックスの分類を採用、分類されていない場合はアムンディ・アセットマネジメント・US・イングによる独自の分類を採用しています。
- ・「償還日」一括は、償還年月日を特定していない銘柄です。

## ■年間收益率の推移



- ・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2013年は設定日から年末までの、2022年は年初から10月31日までの收益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 1 【申込（販売）手続等】

### 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。  
ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### 申込単位

販売会社が定める単位

### 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

### 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。  
また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### 申込手数料

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3 %）を上限として販売会社が定める手数料率  
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

### 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

### 申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

### 取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の取得の制限、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 2 【換金（解約）手続等】

### 解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

### 解約単位

販売会社が定める単位

### 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

### 信託財産留保額

ありません。

### 解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

### 解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

### 支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

### 解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

### 解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の換金の制限、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を受け付けた場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

### 3 【資産管理等の概要】

#### ( 1 ) 【資産の評価】

##### 基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

##### （資産の評価方法）

###### ・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

###### ・転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

###### ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

###### ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

###### ・投資信託証券（上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

###### ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

###### ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

###### ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

##### 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

##### 基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034  
(受付時間:営業日の9:00~17:00)  
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

2028年4月6日まで(2013年7月31日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4)【計算期間】

毎月7日から翌月6日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

##### ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・各ファンドについて、「バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>(毎月決算型)」、「バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)」、「バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>(年1回決算型)」、「バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>(年1回決算型)」の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、投資対象とする外国投資信託がその信託を終了することとなる場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還せます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

##### 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

##### ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還(信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行なうことが困難な場合を除きます。)、信託約款の

変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約することにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3カ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

#### 運用報告書

委託会社は、毎年4月および10月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

#### 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

##### ( 1 ) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

##### ( 2 ) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

##### ( 3 ) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和4年4月7日から令和4年10月6日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

### 1【財務諸表】

【バリュー・ポンド・ファンド<為替リスク軽減型>(毎月決算型)】

(1) 【貸借対照表】

	(単位:円)	
	前期 [ 令和 4年 4月 6日現在 ]	当期 [ 令和 4年10月 6日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	9,211,418	6,777,947
投資信託受益証券	793,388,345	630,198,642
親投資信託受益証券	1,971,355	1,971,355
流動資産合計	<u>804,571,118</u>	<u>638,947,944</u>
資産合計	<u>804,571,118</u>	<u>638,947,944</u>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	969,220	872,298
未払解約金	716,164	1,130,871
未払受託者報酬	22,153	17,772
未払委託者報酬	775,287	621,970
未払利息	-	9
その他未払費用	2,204	1,766
流動負債合計	<u>2,485,028</u>	<u>2,644,686</u>
負債合計	<u>2,485,028</u>	<u>2,644,686</u>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	969,220,219	872,298,834
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	167,134,129	235,995,576
(分配準備積立金)	65,655,201	69,740,172
元本等合計	<u>802,086,090</u>	<u>636,303,258</u>
純資産合計	<u>802,086,090</u>	<u>636,303,258</u>
負債純資産合計	<u>804,571,118</u>	<u>638,947,944</u>

## (2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3年10月 7日 至 令和 4年 4月 6日	当期 自 令和 4年 4月 7日 至 令和 4年10月 6日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	18,274,871	20,670,649
受取利息	9	5
有価証券売買等損益	67,206,147	100,860,352
<b>営業収益合計</b>	<b>48,931,267</b>	<b>80,189,698</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	969	1,071
受託者報酬	145,013	118,696
委託者報酬	5,075,370	4,154,060
その他費用	14,441	11,803
<b>営業費用合計</b>	<b>5,235,793</b>	<b>4,285,630</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>54,167,060</b>	<b>84,475,328</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>54,167,060</b>	<b>84,475,328</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>54,167,060</b>	<b>84,475,328</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	835,525	875,179
期首剩余金又は期首次損金( )	121,829,549	167,134,129
剩余金増加額又は欠損金減少額	14,514,233	21,227,467
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	14,514,233	21,227,467
剩余金減少額又は欠損金増加額	455,689	1,016,355
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	455,689	1,016,355
<b>分配金</b>	<b>6,031,589</b>	<b>5,472,410</b>
<b>期末剩余金又は期末欠損金( )</b>	<b>167,134,129</b>	<b>235,995,576</b>

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年4月6日現在]	当期 [令和4年10月6日現在]
1. 期首元本額	1,081,037,279円	969,220,219円
期中追加設定元本額	3,613,625円	4,618,036円
期中一部解約元本額	115,430,685円	101,539,421円
2. 元本の欠損  純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	167,134,129円	235,995,576円
3. 受益権の総数	969,220,219口	872,298,834口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年10月7日 至 令和4年4月6日	当期 自 令和4年4月7日 至 令和4年10月6日	
1. 分配金の計算過程  第99期 令和3年10月7日 令和3年11月8日	1. 分配金の計算過程  第105期 令和4年4月7日 令和4年5月6日	
項目	項目	
費用控除後の配当等収益額	A	2,254,459円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	22,380,669円
分配準備積立金額	D	63,572,262円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	88,207,390円
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,611,866円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	20,632,015円
分配準備積立金額	D	64,604,331円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	87,848,212円

前期 自 令和 3年10月 7日 至 令和 4年 4月 6日			当期 自 令和 4年 4月 7日 至 令和 4年10月 6日		
当ファンドの期末残存口数	F	1,045,660,001口	当ファンドの期末残存口数	F	954,115,202口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	843円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	920円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,045,660円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	954,115円
第100期					
令和 3年11月 9日					
令和 3年12月 6日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,173,539円	費用控除後の配当等収益額	A	2,835,330円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	21,647,568円	収益調整金額	C	20,229,264円
分配準備積立金額	D	62,426,795円	分配準備積立金額	D	64,729,598円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	86,247,902円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	87,794,192円
当ファンドの期末残存口数	F	1,008,604,376口	当ファンドの期末残存口数	F	932,864,738口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	855円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	941円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,008,604円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	932,864円
第101期					
令和 3年12月 7日					
令和 4年 1月 6日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,095,544円	費用控除後の配当等収益額	A	2,651,112円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	21,725,734円	収益調整金額	C	20,035,030円
分配準備積立金額	D	63,591,730円	分配準備積立金額	D	65,861,814円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	87,413,008円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	88,547,956円
当ファンドの期末残存口数	F	1,009,528,832口	当ファンドの期末残存口数	F	922,504,548口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	865円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	959円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,009,528円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	922,504円
第102期					
令和 4年 1月 7日					
令和 4年 2月 7日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,089,426円	費用控除後の配当等収益額	A	3,357,381円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	21,676,115円	収益調整金額	C	19,904,190円
分配準備積立金額	D	64,438,733円	分配準備積立金額	D	67,001,865円

前期 自 令和 3年10月 7日 至 令和 4年 4月 6日			当期 自 令和 4年 4月 7日 至 令和 4年10月 6日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	88,204,274円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	90,263,436円
当ファンドの期末残存口数	F	1,006,154,888口	当ファンドの期末残存口数	F	914,928,548口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	876円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	986円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,006,154円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	914,928円
第103期					
令和 4年 2月 8日					
令和 4年 3月 7日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,283,522円	費用控除後の配当等収益額	A	2,626,596円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	21,403,801円	収益調整金額	C	19,185,727円
分配準備積立金額	D	64,604,398円	分配準備積立金額	D	66,336,059円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	88,291,721円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	88,148,382円
当ファンドの期末残存口数	F	992,423,161口	当ファンドの期末残存口数	F	875,701,916口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	889円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,006円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	992,423円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	875,701円
第104期					
令和 4年 3月 8日					
令和 4年 4月 6日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,296,364円	費用控除後の配当等収益額	A	2,847,637円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	20,930,349円	収益調整金額	C	19,169,790円
分配準備積立金額	D	64,328,057円	分配準備積立金額	D	67,764,833円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	87,554,770円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	89,782,260円
当ファンドの期末残存口数	F	969,220,219口	当ファンドの期末残存口数	F	872,298,834口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	903円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,029円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	969,220円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	872,298円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月 7日 至 令和 4年 4月 6日	当期 自 令和 4年 4月 7日 至 令和 4年10月 6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。  当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。  また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [ 令和 4年 4月 6日現在 ]	当期 [ 令和 4年10月 6日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券  売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  (2) デリバティブ取引  デリバティブ取引は、該当事項はありません。  (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券  同左  (2) デリバティブ取引  同左  (3) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和4年4月6日現在]	当期 [令和4年10月6日現在]
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期 [令和4年4月6日現在]	当期 [令和4年10月6日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	12,459,097	33,713,490
親投資信託受益証券		
合計	12,459,097	33,713,490

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	前期 [令和4年4月6日現在]	当期 [令和4年10月6日現在]
1口当たり純資産額	0.8276円	0.7295円
(1万口当たり純資産額)	(8,276円)	(7,295円)

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	マルチ セクター バリュー ボンド ファンド - JP Yヘッジド クラス	94,980.95	630,198,642	
投資信託受益証券 合計		94,980.95	630,198,642	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,936,118	1,971,355	
親投資信託受益証券 合計		1,936,118	1,971,355	
	合計	2,031,098.95	632,169,997	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【バリュー・ポンド・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)】

(1) 【貸借対照表】

	(単位:円)	
	前期 [ 令和 4年 4月 6日現在 ]	当期 [ 令和 4年10月 6日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	42,775,480	94,327,890
投資信託受益証券	5,011,314,348	4,790,419,672
親投資信託受益証券	10,007	10,007
流動資産合計	<u>5,054,099,835</u>	<u>4,884,757,569</u>
資産合計	<u>5,054,099,835</u>	<u>4,884,757,569</u>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	12,357,698	11,487,745
未払解約金	1,291,412	7,555,132
未払受託者報酬	133,125	135,811
未払委託者報酬	4,659,316	4,753,419
未払利息	3	137
その他未払費用	<u>13,301</u>	<u>13,570</u>
流動負債合計	<u>18,454,855</u>	<u>23,945,814</u>
負債合計	<u>18,454,855</u>	<u>23,945,814</u>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	6,178,849,100	5,743,872,513
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,143,204,120	883,060,758
(分配準備積立金)	<u>18,013,503</u>	<u>71,749,032</u>
元本等合計	<u>5,035,644,980</u>	<u>4,860,811,755</u>
純資産合計	<u>5,035,644,980</u>	<u>4,860,811,755</u>
負債純資産合計	<u>5,054,099,835</u>	<u>4,884,757,569</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 令和 3年10月 7日 至 令和 4年 4月 6日	当期 自 令和 4年 4月 7日 至 令和 4年10月 6日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	106,338,942	145,302,669
受取利息	100	40
有価証券売買等損益	131,062,176	146,322,655
<b>営業収益合計</b>	<b>237,401,218</b>	<b>291,625,364</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	5,598	8,586
受託者報酬	847,692	827,111
委託者報酬	29,669,074	28,948,880
その他費用	84,711	82,648
<b>営業費用合計</b>	<b>30,607,075</b>	<b>29,867,225</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>206,794,143</b>	<b>261,758,139</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>206,794,143</b>	<b>261,758,139</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>206,794,143</b>	<b>261,758,139</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	1,761,736	1,545,668
期首剰余金又は期首次損金( )	1,402,422,135	1,143,204,120
剰余金増加額又は欠損金減少額	144,006,333	77,685,817
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	144,006,333	77,685,817
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,204,030	6,445,645
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,204,030	6,445,645
<b>分配金</b>	<b>76,616,695</b>	<b>71,309,281</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>	<b>1,143,204,120</b>	<b>883,060,758</b>

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年4月6日現在]	当期 [令和4年10月6日現在]
1. 期首元本額	6,827,474,516円	6,178,849,100円
期中追加設定元本額	67,264,026円	38,759,435円
期中一部解約元本額	715,889,442円	473,736,022円
2. 元本の欠損  純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,143,204,120円	883,060,758円
3. 受益権の総数	6,178,849,100口	5,743,872,513口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年10月7日 至 令和4年4月6日	当期 自 令和4年4月7日 至 令和4年10月6日	
1. 分配金の計算過程  第99期 令和3年10月7日 令和3年11月8日	1. 分配金の計算過程  第105期 令和4年4月7日 令和4年5月6日	
項目	項目	
費用控除後の配当等収益額	A	16,603,577円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	810,270,579円
分配準備積立金額	D	6,190,178円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	833,064,334円
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,914,179円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	円
後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	741,350,193円
分配準備積立金額	D	17,767,083円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	780,031,455円

前期 自 令和 3年10月 7日 至 令和 4年 4月 6日			当期 自 令和 4年 4月 7日 至 令和 4年10月 6日		
当ファンドの期末残存口数	F	6,671,299,417口	当ファンドの期末残存口数	F	6,103,036,094口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,248円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,278円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,342,598円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,206,072円
第100期					
令和 3年11月 9日					
令和 3年12月 6日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,557,934円	費用控除後の配当等収益額	A	19,895,582円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	789,301,353円	収益調整金額	C	734,364,976円
分配準備積立金額	D	9,185,792円	分配準備積立金額	D	26,205,646円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	811,045,079円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	780,466,204円
当ファンドの期末残存口数	F	6,498,392,781口	当ファンドの期末残存口数	F	6,045,340,782口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,248円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,291円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,996,785円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,090,681円
第101期					
令和 3年12月 7日					
令和 4年 1月 6日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,581,187円	費用控除後の配当等収益額	A	19,846,824円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	778,333,101円	収益調整金額	C	728,892,186円
分配準備積立金額	D	8,617,692円	分配準備積立金額	D	33,694,480円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	803,531,980円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	782,433,490円
当ファンドの期末残存口数	F	6,408,019,435口	当ファンドの期末残存口数	F	5,999,617,827口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,253円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,304円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,816,038円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,999,235円
第102期					
令和 4年 1月 7日					
令和 4年 2月 7日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,631,144円	費用控除後の配当等収益額	A	23,964,723円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	766,217,764円	収益調整金額	C	717,800,307円
分配準備積立金額	D	12,181,906円	分配準備積立金額	D	40,878,935円

前期 自 令和 3年10月 7日 至 令和 4年 4月 6日			当期 自 令和 4年 4月 7日 至 令和 4年10月 6日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	790,030,814円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	782,643,965円
当ファンドの期末残存口数	F	6,308,191,523口	当ファンドの期末残存口数	F	5,908,053,736口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,252円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,324円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,616,383円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,816,107円
第103期					
令和 4年 2月 8日					
令和 4年 3月 7日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,383,335円	費用控除後の配当等収益額	A	22,683,714円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	758,382,559円	収益調整金額	C	711,370,304円
分配準備積立金額	D	11,073,615円	分配準備積立金額	D	52,502,316円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	782,839,509円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	786,556,334円
当ファンドの期末残存口数	F	6,243,596,638口	当ファンドの期末残存口数	F	5,854,720,748口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,253円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,343円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,487,193円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,709,441円
第104期					
令和 4年 3月 8日					
令和 4年 4月 6日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,537,083円	費用控除後の配当等収益額	A	21,021,441円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	750,531,934円	収益調整金額	C	697,962,942円
分配準備積立金額	D	11,834,118円	分配準備積立金額	D	62,215,336円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	780,903,135円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	781,199,719円
当ファンドの期末残存口数	F	6,178,849,100口	当ファンドの期末残存口数	F	5,743,872,513口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,263円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,360円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	12,357,698円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	11,487,745円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年10月 7日 至 令和 4年 4月 6日	当期 自 令和 4年 4月 7日 至 令和 4年10月 6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法 人に関する法律」(昭和26年法律第198 号)第2条第4項に定める証券投資信託 であり、有価証券等の金融商品への投資 を信託約款に定める「運用の基本方針」 に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投 資しております。当該投資対象は、価格 変動リスク等の市場リスク、信用リスク および流動性リスクに晒されておりま す。  当ファンドは、親投資信託受益証券に 投資しております。当該投資対象は、価 格変動リスク等の市場リスク、信用リス クおよび流動性リスクに晒されておりま す。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切 にコントロールするため、委託会社で は、運用部門において、ファンドに含ま れる各種投資リスクを常時把握しつつ、 ファンドのコンセプトに沿ったリスクの 範囲で運用を行っております。  また、運用部から独立した管理担当部 署によりリスク運営状況のモニタリング 等のリスク管理を行っており、この結果 は運用管理委員会等を通じて運用部門に フィードバックされます。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [ 令和 4年 4月 6日現在 ]	当期 [ 令和 4年10月 6日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差 額	時価で計上しているためその差額はあ りません。	同左
2. 時価の算定方法	( 1 ) 有価証券  売買目的有価証券は、(重要な会計方 針に係る事項に関する注記)に記載して あります。  ( 2 ) デリバティブ取引  デリバティブ取引は、該当事項はあり ません。  ( 3 ) 上記以外の金融商品	( 1 ) 有価証券  同左  ( 2 ) デリバティブ取引  同左  ( 3 ) 上記以外の金融商品

区分	前期 [令和4年4月6日現在]	当期 [令和4年10月6日現在]
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期 [令和4年4月6日現在]	当期 [令和4年10月6日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	280,602,332	73,628,605
親投資信託受益証券		
合計	280,602,332	73,628,605

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	前期 [令和4年4月6日現在]	当期 [令和4年10月6日現在]
1口当たり純資産額	0.8150円	0.8463円
(1万口当たり純資産額)	(8,150円)	(8,463円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	マルチセクター バリュー ボンド ファンド - JP Yノンヘッジド クラス	518,219.35	4,790,419,672	
投資信託受益証券 合計		518,219.35	4,790,419,672	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,829	10,007	
親投資信託受益証券 合計		9,829	10,007	
	合計	528,048.35	4,790,429,679	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。  
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和4年10月6日現在]

資産の部

流動資産

コール・ローン	578,742,496
現先取引勘定	2,999,992,767
流動資産合計	3,578,735,263

資産合計

3,578,735,263
---------------

負債の部

[令和4年10月6日現在]

流動負債	
未払解約金	976,987
未払利息	842
流動負債合計	977,829
負債合計	977,829
純資産の部	
元本等	
元本	3,513,910,135
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	63,847,299
元本等合計	3,577,757,434
純資産合計	3,577,757,434
負債純資産合計	3,578,735,263

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和4年10月6日現在]
1. 期首	令和4年4月7日
期首元本額	1,749,633,802円
期中追加設定元本額	2,918,241,234円
期中一部解約元本額	1,153,964,901円
元本の内訳	
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	521,976,642円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	2,210,674円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>(毎月分配型)	2,590,474円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース>(毎月分配型)	111,354円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>(毎月分配型)	9,893,887円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>(毎月分配型)	24,765,135円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース>(毎月分配型)	282,290円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>(毎月分配型)	1,074,934円

	[令和4年10月6日現在]
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネーパールファンド>	44,018,938円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース>(毎月分配型)	89,620円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース>(毎月分配型)	669,935円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>(毎月分配型)	212,322円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド(毎月分配型)	6,895,341円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド(毎月分配型)	1,378,553円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>(毎月分配型)	5,548,198円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルレアルコース>(毎月分配型)	123,415円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>(毎月分配型)	3,857,128円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>(毎月分配型)	1,339,040円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>(毎月分配型)	1,145,161円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース>(毎月分配型)	16,341,949円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>(毎月分配型)	629,892円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース>(毎月分配型)	642,729円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネーパーラファンド>	71,491,483円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム(毎月分配型)	7,489,236円
欧州ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジあり)	2,515,903円
欧州ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジなし)	4,289,171円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>(毎月分配型)	4,489,124円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド(年2回分配型)	11,006円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド(年2回分配型)	60,179円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>(年2回分配型)	69,757円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルレアルコース>(年2回分配型)	20,635円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>(年2回分配型)	278,281円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>(毎月分配型)	665,580円

	[令和4年10月6日現在]
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	1,149,232円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス <為替ヘッジあり> (毎月決算型)	491,449円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス <為替ヘッジなし> (毎月決算型)	9,828,976円
PIMCO ニューワールドインカムファンド <世界通貨分散コース> (毎月分配型)	3,307,993円
PIMCO ニューワールドインカムファンド <世界通貨分散コース> (年2回分配型)	132,542円
バリュー・ボンド・ファンド <為替リスク軽減型> (毎月決算型)	1,936,118円
バリュー・ボンド・ファンド <為替ヘッジなし> (毎月決算型)	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド <為替リスク軽減型> (年1回決算型)	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド <為替ヘッジなし> (年1回決算型)	9,829円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型)	3,156,977円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型)	7,196,270円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型)	1,491,640円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブルジルレアルコース> (毎月分配型)	3,517,041円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型)	845,131円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型)	1,016,827円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース> (毎月分配型)	2,895,129円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (年2回分配型)	1,528,278円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (年2回分配型)	2,664,317円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (年2回分配型)	215,434円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブルジルレアルコース> (年2回分配型)	490,224円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (年2回分配型)	175,974円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (年2回分配型)	125,118円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース> (年2回分配型)	208,430円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーパールファンドA>	61,999,215円

	[令和4年10月6日現在]
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーポールファンドB>	1,355,199円
三菱UFJ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型>(毎月決算型)	2,178,993円
三菱UFJ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	5,411,821円
三菱UFJ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型>(年1回決算型)	1,020,693円
三菱UFJ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし>(年1回決算型)	2,065,331円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Cコース(為替ヘッジなし)(年1回決算型)	521,457円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Dコース(為替ヘッジあり)(年1回決算型)	217,015円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>(毎月分配型)	1,628,892円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>(毎月分配型)	5,812,610円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>(毎月決算型)	3,545,187円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	8,124,755円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>(年1回決算型)	2,990,177円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>(年1回決算型)	3,377,211円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム>(毎月分配型)	5,541,524円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム>(年2回分配型)	4,145,749円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>(毎月分配型)	8,067,104円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>(年2回分配型)	3,319,056円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース>(毎月分配型)	13,122,469円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース>(年2回分配型)	1,616,484円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム(毎月分配型)	4,433,586円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム(年2回分配型)	1,171,788円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム>(毎月分配型)	10,787円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム>(年2回分配型)	10,795円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム>(毎月分配型)	511,609円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム>(年2回分配型)	177,761円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース>(毎月分配型)	368,276円

	[令和4年10月6日現在]
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型)	89,371円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<米ドル投資型>(3ヶ月 決算型)	3,063,931円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<Wプレミアム>(毎月決 算型)	6,324,266円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030(確定拠出年 金)	1,477,126,943円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>(資産成長型)	89,287円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>(資産成長型)	138,420円
テンプルトン新興国小型株ファンド	49,097円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり >(毎月決算型)	1,453,944円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり >(年2回決算型)	6,675,966円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型)	2,474,981円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (年2回決算型)	9,376,245円
欧洲ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジあり)(年1回決算 型)	169,198円
欧洲ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジなし)(年1回決算 型)	87,384円
わたしの未来設計<安定重視型>(分配コース)	9,820円
わたしの未来設計<安定重視型>(分配抑制コース)	9,820円
わたしの未来設計<成長重視型>(分配コース)	9,820円
わたしの未来設計<成長重視型>(分配抑制コース)	9,820円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
グローバル・インカム・フルコース(為替リスク軽減型)	983円
グローバル・インカム・フルコース(為替ヘッジなし)	983円
<DC>ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド	9,821円
<DC>ベイリー・ギフォード ESG世界株ファンド	9,822円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド(予想分配金提示 型)	9,822円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド(予想分配金提示 型)	9,822円
米国株式トレンド・ウォッチ戦略ファンド	983円
三菱UFJ インド債券オープン(毎月決算型)	39,351円
三菱UFJ バランス・イノベーション(新興国投資型)	982,125,320円
三菱UFJ / マッコーリー オーストラリアREITファンド<W プレミアム>(毎月決算型)	11,293,333円
マネープールファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	9,874,809円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド(毎月分配型)	11,784,347円

	[令和4年10月6日現在]
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース(為替ヘッジなし)	6,887,212円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース(為替ヘッジあり)	5,484,593円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	5,038,306円
三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030	51,826,756円
合計	3,513,910,135円
2. 受益権の総数	3,513,910,135口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

#### (金融商品に関する注記)

##### 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和4年4月7日 至 令和4年10月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

##### 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和4年10月6日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[令和4年10月6日現在]
1口当たり純資産額	1.0182円
(1万口当たり純資産額)	(10,182円)

附属明細表

第1 有価証券明細表  
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>(毎月決算型)】

#### 【純資産額計算書】

令和4年10月31日現在

(単位:円)

資産総額	625,905,026
負債総額	1,193,334
純資産総額( - )	624,711,692
発行済口数	870,580,053口
1口当たり純資産価額( / )	0.7176
(10,000口当たり)	(7,176)

### 【バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)】

#### 【純資産額計算書】

令和4年10月31日現在

(単位:円)

資産総額	4,830,609,088
負債総額	24,696,127
純資産総額( - )	4,805,912,961
発行済口数	5,650,938,803口
1口当たり純資産価額( / )	0.8505
(10,000口当たり)	(8,505)

(参考)

マネー・マーケット・マザーファンド

#### 純資産額計算書

令和4年10月31日現在

(単位:円)

資産総額	3,588,252,071
負債総額	1,303
純資産総額( - )	3,588,250,768
発行済口数	3,524,236,998口

1口当たり純資産価額( / )	1.0182
(10,000口当たり)	(10,182)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1)名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

##### (3)譲渡制限の内容

該当事項はありません。

##### (4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

2022年10月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに關係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年10月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	900	22,513,595
追加型公社債投資信託	16	1,367,829
単位型株式投資信託	92	426,822
単位型公社債投資信託	51	124,127
合計	1,059	24,432,373

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### （1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### （2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度に係る中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

#### （1）【貸借対照表】

（単位：千円）

第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
-----------------------	-----------------------

## (資産の部)

## 流動資産

現金及び預金	2	56,803,388	2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	2	662,230	2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830

## 固定資産

## 有形固定資産

建物	1	548,902	1	391,042
器具備品	1	1,435,369	1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499

## 無形固定資産

電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768

## 投資その他の資産

投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	1	814,684	1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
-----------------------	-----------------------

## (負債の部)

## 流動負債

預り金		533,622		565,222
未払金				
未払収益分配金		158,856		197,334
未払償還金		133,877		7,418

未払手数料	2	5,200,810	2	6,423,139
その他未払金	2	4,412,521	2	4,565,457
未払費用	2	4,755,909	2	4,328,968
未払消費税等		752,617		1,112,923
未払法人税等		873,027		769,692
賞与引当金		933,381		942,287
役員賞与引当金		160,710		149,028
その他		691,143		5,517
<b>流動負債合計</b>		<b>18,606,476</b>		<b>19,066,990</b>

**固定負債**

長期未払金		21,600		10,800
退職給付引当金		1,145,514		1,246,300
役員退職慰労引当金		117,938		117,938
時効後支払損引当金		245,426		250,214
<b>固定負債合計</b>		<b>1,530,479</b>		<b>1,625,252</b>
<b>負債合計</b>		<b>20,136,956</b>		<b>20,692,243</b>

**(純資産の部)****株主資本**

資本金		2,000,131		2,000,131
資本剰余金				
資本準備金		3,572,096		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616		41,160,616
<b>資本剰余金合計</b>		<b>44,732,712</b>		<b>44,732,712</b>
利益剰余金				
利益準備金		342,589		342,589
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		6,998,000
繰越利益剰余金		26,951,289		29,000,498
<b>利益剰余金合計</b>		<b>34,291,879</b>		<b>36,341,088</b>
<b>株主資本合計</b>		<b>81,024,723</b>		<b>83,073,932</b>

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

**(2)【損益計算書】**

(単位：千円)

第36期  
(自 令和2年4月1日  
至 令和3年3月31日)

第37期  
(自 令和3年4月1日  
至 令和4年3月31日)

## 営業収益

委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582

## 営業費用

支払手数料	2	26,689,896	2	31,644,834
広告宣伝費		668,150		720,785
公告費		250		500
調査費				
調査費		2,077,942		2,430,158
委託調査費		12,035,954		14,557,009
事務委託費		798,528		1,450,062
営業雑経費				
通信費		296,490		138,868
印刷費		378,180		379,428
協会費		51,841		49,590
諸会費		16,613		17,729
事務機器関連費		1,977,769		2,172,978
その他営業雑経費		8,391		649
営業費用合計		45,000,009		53,562,596

## 一般管理費

給料				
役員報酬		352,879		414,260
給料・手当		6,461,546		6,496,233
賞与引当金繰入		933,381		942,287
役員賞与引当金繰入		160,710		149,028
福利厚生費		1,272,568		1,282,310
交際費		2,721		4,874
旅費交通費		22,768		21,698
租税公課		402,939		430,233
不動産賃借料		666,331		724,961
退職給付費用		481,135		494,615
役員退職慰労引当金繰入		11,763		-
固定資産減価償却費		1,358,911		2,249,287
諸経費		413,538		379,054
一般管理費合計		12,541,193		13,588,846
営業利益		12,888,103		15,551,139

(単位：千円)

第36期  
(自 令和2年4月1日  
至 令和3年3月31日)

第37期  
(自 令和3年4月1日  
至 令和4年3月31日)

## 営業外収益

受取配当金	170,807	243,133
受取利息	2	2,726

投資有価証券償還益		81,557		1,089,101
収益分配金等時効完成分		275,835		137,485
受取賃貸料	2	65,808	2	65,808
その他		12,504		36,211
営業外収益合計		609,239		1,579,148
営業外費用				
投資有価証券償還損		95,946		3,074
時効後支払損引当金繰入		16,395		16,548
事務過誤費				76,076
賃貸関連費用		13,472		15,780
その他		2,932		7,585
営業外費用合計		128,747		119,066
経常利益		13,368,595		17,011,221
特別利益				
投資有価証券売却益		2,007,655		605,706
特別利益合計		2,007,655		605,706
特別損失				
投資有価証券売却損		51,737		28,188
投資有価証券評価損		26,317		36,558
固定資産除却損	1	536	1	13,094
特別損失合計		78,591		77,840
税引前当期純利益		15,297,659		17,539,087
法人税、住民税及び事業税	2	4,755,427	2	5,366,608
法人税等調整額		19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

## (3)【株主資本等変動計算書】

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						株主資本合計		
	資本準備金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670

当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	674,831	674,831	674,831
当期変動額合計	674,831	674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

## 3. 固定資産の減価償却の方法

**(1)有形固定資産及び投資不動産**

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

**(2)無形固定資産**

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

**4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準**

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

**5.引当金の計上基準****(1)貸倒引当金**

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

**(2)賞与引当金**

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

**(3)役員賞与引当金**

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

**(4)退職給付引当金**

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

**退職給付見込額の期間帰属方法**

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

**数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法**

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

**(5)役員退職慰労引当金**

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

**(6)時効後支払損引当金**

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

**6.収益及び費用の計上基準**

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

**(1)委託者報酬**

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

**(2)投資顧問料**

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

**7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項****(1)連結納税制度の適用**

連結納税制度を適用しております。

**(2)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用**

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

## （会計方針の変更）

### （1）収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

### （2）時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこといたしました。

## （未適用の会計基準等）

### 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）

#### （1）概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

#### （2）適用予定期

令和5年3月期の期首より適用します。

#### （3）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## （貸借対照表関係）

### 1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

第36期

第37期

(令和3年3月31日現在)

(令和4年3月31日現在)

建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

## 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

## (損益計算書関係)

## 1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

## 2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

## (株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
--------	--------------

配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

#### (リース取引関係)

##### 借主側

##### オペレーティング・リース取引

##### オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

#### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託(合同運用指定金銭信託)で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません(注2参照)。

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	2,001	2,001	-
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	20,887,311	20,887,311	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千円 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載してありません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	-
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	-
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	-
資産計	25,466,909	25,466,909	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載してありません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	-	-	-
金銭の信託	8,401,300	-	-	-
未収委託者報酬	15,750,264	-	-	-

有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	-
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

#### 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	8,401,300	-	8,401,300
資産計	-	8,401,300	-	8,401,300

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

##### 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### (有価証券関係)

##### 1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

##### 2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は

2,300,000千円)を含めてあります。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

### 第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,273,658	6,561,836	288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めてあります。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

#### 第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

#### 第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円(その他有価証券のその他26,317千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円(その他有価証券のその他36,558千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

### (退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

#### 2. 確定給付制度

##### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
-------------------------------------	-------------------------------------

退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	18,826	46,069
退職給付の支払額	192,890	179,650
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

## (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日 )	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日 )
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	159,390	115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金  
費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	2,649,846	2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債 務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	354,043	288,681
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	258,835	189,708
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	886,678	1,056,591

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日 )	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日 )
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る 退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

#### (5)年金資産に関する事項

##### 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

##### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

#### (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

##### 主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051 ~ 0.59%	0.078 ~ 0.72%
長期期待運用収益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

#### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

##### (税効果会計関係)

#### 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
<b>繰延税金資産</b>		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
<b>繰延税金資産 小計</b>	<b>2,013,308</b>	<b>1,759,702</b>
<b>評価性引当額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>繰延税金資産 合計</b>	<b>2,013,308</b>	<b>1,759,702</b>

#### 繰延税金負債

前払年金費用	79,225	58,088
連結納税適用による時価評価	1,203	1,149
その他有価証券評価差額金	1,015,785	717,957

その他	101	101
繰延税金負債 合計	1,096,346	777,296
繰延税金資産の純額	916,962	982,406

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期(令和3年3月31日現在)及び第37期(令和4年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## (収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係 並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)及び第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)及び第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)

同一の親会社を持つ会社	株三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785千円	未払手数料	764,501千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482千円	未払手数料	1,193,245千円

## 第37期(自令和3年4月1日至令和4年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	株三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951千円	未払手数料	838,058千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984千円	未払手数料	1,319,958千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

## (1株当たり情報)

	第36期 (自令和2年4月1日至令和3年3月31日)	第37期 (自令和3年4月1日至令和4年3月31日)
--	-------------------------------	-------------------------------

1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

### 中間財務諸表

#### (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第38期中間会計期間  
(令和4年9月30日現在)

##### (資産の部)

###### 流動資産

現金及び預金	48,375,193
有価証券	270,676
前払費用	804,517
未収入金	78,340
未収委託者報酬	16,141,814
未収収益	751,362
金銭の信託	10,401,500
その他	264,566
流動資産合計	77,087,971

###### 固定資産

###### 有形固定資産

建物	1	285,704
器具備品	1	898,241
土地		628,433
建設仮勘定		39,450
有形固定資産合計		1,851,829

###### 無形固定資産

電話加入権	15,822
ソフトウェア	4,470,447
ソフトウェア仮勘定	1,585,322
無形固定資産合計	6,071,592

###### 投資その他の資産

投資有価証券	14,693,980
関係会社株式	159,536
投資不動産	809,716
長期差入保証金	1,204,923
前払年金費用	154,270
繰延税金資産	1,369,880

その他	45,230
貸倒引当金	23,600
投資その他の資産合計	18,413,938
固定資産合計	26,337,361
資産合計	103,425,332

(単位：千円)

第38期中間会計期間  
(令和4年9月30日現在)

## (負債の部)

流動負債	
預り金	1,783,230
未払金	
未払収益分配金	112,635
未払償還金	7,418
未払手数料	6,226,860
その他未払金	575,030
未払費用	5,329,791
未払消費税等	2
未払法人税等	592,374
賞与引当金	2,634,965
役員賞与引当金	954,015
その他	86,040
流動負債合計	5,517
	18,307,880

## 固定負債

退職給付引当金	1,299,571
役員退職慰労引当金	75,667
時効後支払損引当金	261,505
固定負債合計	1,636,744
負債合計	19,944,625

## (純資産の部)

株主資本	
資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	28,593,826
利益剰余金合計	35,934,416
株主資本合計	82,667,260

(単位：千円)

第38期中間会計期間  
(令和4年9月30日現在)

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	813,447
評価・換算差額等合計	813,447
純資産合計	83,480,707
負債純資産合計	103,425,332

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

## 第38期中間会計期間

(自 令和4年4月1日  
至 令和4年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	40,789,208
投資顧問料	1,442,097
その他営業収益	5,655
営業収益合計	42,236,961
営業費用	
支払手数料	15,949,349
広告宣伝費	237,620
公告費	250
調査費	
調査費	1,359,939
委託調査費	7,988,301
事務委託費	709,248
営業雑経費	
通信費	64,639
印刷費	194,724
協会費	27,550
諸会費	9,245
事務機器関連費	1,088,738
営業費用合計	27,629,607
一般管理費	
給料	
役員報酬	204,466
給料・手当	2,770,641
賞与引当金繰入	954,015
役員賞与引当金繰入	86,040
福利厚生費	637,045
交際費	4,351
旅費交通費	22,970
租税公課	219,318
不動産賃借料	362,988
退職給付費用	193,777
固定資産減価償却費	1,198,877
諸経費	182,304
一般管理費合計	6,836,796
営業利益	7,770,556

(単位：千円)

## 第38期中間会計期間

(自 令和4年4月1日  
至 令和4年9月30日)

営業外収益	
受取配当金	31,240
受取利息	5,115
投資有価証券償還益	780
収益分配金等時効完成分	93,217
受取賃貸料	32,904
その他	32,041
営業外収益合計	195,299
営業外費用	

時効後支払損引当金繰入		39,158
事務過誤費		1,807
賃貸関連費用	1	6,770
その他		11,805
営業外費用合計		59,541
経常利益		7,906,314
特別利益		
投資有価証券売却益		364,481
特別利益合計		364,481
特別損失		
投資有価証券売却損		338
投資有価証券評価損		104,554
固定資産除却損		3,528
特別損失合計		108,421
税引前中間純利益		8,162,374
法人税、住民税及び事業税		2,522,443
法人税等調整額		28,522
法人税等合計		2,493,921
中間純利益		5,668,453

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第38期中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本								株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			別途 積立金	繰越利益 剰余金	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金				
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932	
当中間期変動額										
剩余金の配当							6,075,125	6,075,125	6,075,125	
中間純利益							5,668,453	5,668,453	5,668,453	
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)										
当中間期変動額合計							406,671	406,671	406,671	
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	28,593,826	35,934,416	82,667,260	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当中間期変動額			
剩余金の配当			6,075,125
中間純利益			5,668,453
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)	813,328	813,328	813,328
当中間期変動額合計	813,328	813,328	1,220,000
当中間期末残高	813,447	813,447	83,480,707

**[重要な会計方針]****1. 有価証券の評価基準及び評価方法****(1) 子会社株式及び関連会社株式**

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

## 3. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 4. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

## (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

## (6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

## (1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額

に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

## 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

### グループ通算制度の適用

当中間会計期間からグループ通算制度を適用しております。

## [会計方針の変更]

### (時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、中間財務諸表への影響はありません。

## (追加情報)

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

## [注記事項]

### (中間貸借対照表関係)

#### 1 減価償却累計額

第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)	
建物	903,274千円
器具備品	2,258,329千円
投資不動産	161,052千円

#### 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

### (中間損益計算書関係)

#### 1 減価償却実施額

第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
有形固定資産	321,137千円
無形固定資産	877,740千円
投資不動産	3,057千円

### (中間株主資本等変動計算書関係)

第38期中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

令和4年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

### (リース取引関係)

第38期中間会計期間(令和4年9月30日現在)

#### 借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	880,111千円
1年超	1,932,485千円
合 計	2,812,596千円

### (金融商品関係)

第38期中間会計期間(令和4年9月30日現在)

#### 1. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれてありません((注2)参照)。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	270,676	270,676	-
(2) 金銭の信託	10,401,500	10,401,500	-
(3) 投資有価証券	14,662,620	14,662,620	-
資産計	25,334,797	25,334,797	

(注1)「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式(中間貸借対照表計上額31,360千円)は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円)は、市場価格がないため、記載していません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	270,676	-	270,676
金銭の信託	-	10,401,500	-	10,401,500
投資有価証券	1,743,912	12,918,707	-	14,662,620
資産計	1,743,912	23,590,884	-	25,334,797

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

#### 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### (有価証券関係)

第38期中間会計期間(令和4年9月30日現在)

##### 1. 子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

##### 2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,920,574	16,110,224	1,810,349
小計		17,920,574	16,110,224	1,810,349
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	7,414,223	8,052,120	637,897
小計		7,414,223	8,052,120	637,897
合計		25,334,797	24,162,345	1,172,451

(注)「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」(中間貸借対照表計上額10,401,500千円、取得価額10,400,000千円)を含めております。

非上場株式(中間貸借対照表計上額31,360千円)については、市場価格がないため、含めておりません。

##### 3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について104,554千円(その他有価証券のその他104,554千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

#### (収益認識関係)

##### 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

ます。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

第38期中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第38期中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)	
1株当たり純資産額	394,556.72円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	83,480,707
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	83,480,707
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
1株当たり中間純利益金額	26,790.93円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	5,668,453
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	5,668,453
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

## 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、も

しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5 【その他】

### 定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### 訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2022年3月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
株式会社イオン銀行	51,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社足利銀行	135,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社あおぞら銀行	100,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
a u カブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	17,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀TT証券株式会社	3,307 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社青森銀行	19,562 百万円	銀行業務を営んでいます。

株式会社沖縄銀行	22,725 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社神奈川銀行	6,191 百万円	銀行業務を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2 【関係業務の概要】

- ( 1 ) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- ( 2 ) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

## 3 【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年10月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

## 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年 6月20日	臨時報告書
2022年 7月 5日	有価証券届出書
2022年 7月 5日	有価証券報告書
2022年 9月20日	臨時報告書

# 独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 伊藤 鉄也

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

令和4年12月14日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているバリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>(毎月決算型)の令和4年4月7日から令和4年10月6日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>(毎月決算型)の令和4年10月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

令和4年12月14日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているバリュー・ボンド・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）の令和4年4月7日から令和4年10月6日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バリュー・ボンド・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）の令和4年10月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

令和4年12月2日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 伊藤 鉄也

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関する有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。